

| 修正案   |              |                       |                       |                     | 現行   |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
|---|--------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|--|------|---|------------|-----|-------|--------|-----------|---|---------|-----|-------|--------|--------|---|----------|-----|-------|--------|---|---------|-----|-------|-----|--|-----|-------|-----------------------|-------|--------|---|---------|-----|--------|--------|---|----------|-----|--------|--------|---|--------------|-----|--------|-----|
| 第1章 総 則   |              |                       |                       |                     | 第1章 総 則  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 第2節 想定地震と被害想定   |              |                       |                       |                     | 第2節 想定地震と被害想定  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| <p>千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。</p> <p>国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、<u>本県を含む南関東地域</u>で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。</p> <p>そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの<u>4</u>つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。</p> <p>1 想定地震、想定条件（防災危機管理部）</p> <p>近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の<u>4</u>つの地震について調査した。</p> <p>条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。</p> |              |                       |                       |                     | <p>千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。</p> <p>国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、<u>南関東地域</u>で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。</p> <p>そのため、県では平成19年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの<u>3</u>つの地震を対象に阪神・淡路大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。</p> <p>1 想定地震、想定条件（防災危機管理部）</p> <p>近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の<u>3</u>つの地震について調査した。</p> <p>条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。</p> |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>想定地震名</th> <th>マグニチュード<sup>1)</sup></th> <th>震源の深さ<sup>2)</sup></th> <th>地震のタイプ</th> <th>調査年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千葉県北西部直下地震</td> <td>7.3</td> <td>約50km</td> <td>プレート内部</td> <td>平成26・27年度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東京湾北部地震</td> <td>7.3</td> <td>約28km</td> <td>プレート境界</td> <td rowspan="3">平成19年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>千葉県東方沖地震</td> <td>6.8</td> <td>約43km</td> <td>プレート内部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>三浦半島断層群</td> <td>6.9</td> <td>約14km</td> <td>活断層</td> </tr> </tbody> </table>  | No.          | 想定地震名                 | マグニチュード <sup>1)</sup> | 震源の深さ <sup>2)</sup> | 地震のタイプ   | 調査年度 | 1 | 千葉県北西部直下地震 | 7.3 | 約50km | プレート内部 | 平成26・27年度 | 2 | 東京湾北部地震 | 7.3 | 約28km | プレート境界 | 平成19年度 | 3 | 千葉県東方沖地震 | 6.8 | 約43km | プレート内部 | 4 | 三浦半島断層群 | 6.9 | 約14km | 活断層 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>想定地震名</th> <th>マグニチュード<sup>1)</sup></th> <th>震源の深さ</th> <th>地震のタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東京湾北部地震</td> <td>7.3</td> <td>27.8km</td> <td>プレート境界</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>千葉県東方沖地震</td> <td>6.8</td> <td>43.0km</td> <td>プレート内部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>三浦半島断層群による地震</td> <td>6.9</td> <td>14.4km</td> <td>活断層</td> </tr> </tbody> </table> | No. | 想定地震名 | マグニチュード <sup>1)</sup> | 震源の深さ | 地震のタイプ | 1 | 東京湾北部地震 | 7.3 | 27.8km | プレート境界 | 2 | 千葉県東方沖地震 | 6.8 | 43.0km | プレート内部 | 3 | 三浦半島断層群による地震 | 6.9 | 14.4km | 活断層 |
| No.   | 想定地震名        | マグニチュード <sup>1)</sup> | 震源の深さ <sup>2)</sup>   | 地震のタイプ              | 調査年度   |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 1   | 千葉県北西部直下地震   | 7.3                   | 約50km                 | プレート内部              | 平成26・27年度  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 2   | 東京湾北部地震      | 7.3                   | 約28km                 | プレート境界              | 平成19年度   |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 3   | 千葉県東方沖地震     | 6.8                   | 約43km                 | プレート内部              |  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 4   | 三浦半島断層群      | 6.9                   | 約14km                 | 活断層                 |  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| No.   | 想定地震名        | マグニチュード <sup>1)</sup> | 震源の深さ                 | 地震のタイプ              |  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 1   | 東京湾北部地震      | 7.3                   | 27.8km                | プレート境界              |  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 2   | 千葉県東方沖地震     | 6.8                   | 43.0km                | プレート内部              |  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |
| 3   | 三浦半島断層群による地震 | 6.9                   | 14.4km                | 活断層                 |  |      |   |            |     |       |        |           |   |         |     |       |        |        |   |          |     |       |        |   |         |     |       |     |  |     |       |                       |       |        |   |         |     |        |        |   |          |     |        |        |   |              |     |        |     |

| 修正案   |  |  |  | 現行   |
|---|--|--|--|--|
| による地震   |  |  |  |  |
| ※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ  |  |  |  |  |
| <p>2 被害の概要（防災危機管理部）</p> <p>国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。</p> <p>本県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定した。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。</p> <p>(1) 地震動（ゆれ）</p> <p>千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。</p> <p>(2) 建物被害と人的被害</p> <p>被害の最も大きい冬の18時、風速8m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約8万1千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。</p> <p>(3) 液状化危険度</p> <p>東京湾沿岸の浦安市から千葉市にかけての埋立地や、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部において、危険度が高いと予測される一方で、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。</p> <p>(4) 交通施設</p> <p>緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。</p> <p>(5) ライフライン</p> <p>上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。</p> |  |  |  | <p>2 被害の概要（防災危機管理部）</p> <p>被害が最も大きくなる東京湾北部地震の被害概要を中心に、以下に述べる。詳細については、「平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。</p> <p>(1) 地震動（ゆれ）</p> <p>東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。</p> <p>(2) 建物被害と人的被害</p> <p>被害の最も大きい冬の18時、風速9m/秒の場合で、建物の全半壊は約22万棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約4万3千人の死傷者が発生すると予測される。</p> <p>(3) 液状化危険度</p> <p>東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、危険度が高い地域が広く分布する。内陸の河川沿いの谷底低地についても危険度が高い地域が分布するが、東京湾沿岸の低地部に比べ危険度は低く、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。</p> <p>(4) 交通施設</p> <p>緊急輸送道路の第一次路線に架かる道路橋梁の被害は、通行止め1ヶ月程度の中規模損傷が31箇所で発生し、港湾・漁港施設では、25バースで被害が発生すると予測される。</p> <p>(5) ライフライン</p> <p>147万戸で断水し、停電は20万戸、都市ガスは37万戸で影響があると予測される。</p> |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(6) 避難者<br/> <u>避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1ヶ月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。</u></p> <p>(7) 帰宅困難者<br/> <u>通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。</u><br/> <u>鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。</u></p> <p>(8) 大規模集客施設等の滞留者<br/> <u>県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約8万6千人等と予測される。</u></p> <p>(9) エレベーター閉じ込め台数<br/> <u>約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。</u></p> <p>(10) 直接経済被害<br/> <u>建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約8兆円と予測される。</u></p> <p>(11) 津波による被害<br/> <u>東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード8.2）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高8.8mと予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する</u></p> | <p>(6) 避難者<br/> <u>建物被害による避難者が発生直後に約40万人、翌日にはピークとなり避難者数は、約145万人となり、1ヶ月後でも約61万人が避難生活を送ると予測される。</u><br/> <u>なお、この避難者数は、東京湾北部地震が広域災害となる事を考え、疎開等は考慮していない。</u></p> <p>(7) 帰宅困難者<br/> <u>通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる県民は、108万人と予測される。内訳は、県内での帰宅困難者数が約35万人、東京都内で約65万人、その他で約8万人となる。</u></p> <p>(8) 大規模集客施設等の滞留者<br/> <u>県内には大規模集客施設が複数あり、その大規模集客施設に滞留する人は昼の12時のケースで最も多く、成田国際空港で約2万人、東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーで約5万人と予測される。</u><br/> <u>また、西船橋、船橋、松戸等の主要ターミナル駅でのピーク時における5分間滞留者は、西船橋駅で約6万6千人、船橋駅で約4万9千人、松戸駅で4万4千人と予測される。</u></p> <p>(9) エレベーター閉じ込め台数<br/> <u>エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、約8,000台で閉じ込めが発生すると予測される。</u></p> <p>(10) 直接経済被害<br/> <u>建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約9兆8千億円と予測される。</u></p> <p>(11) 津波による被害<br/> <u>被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県において平成15年度から平成17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）を対象に、津波による被害量を算出した。県民が避難行動を起こさないという条件で、北海道南西沖地震（1993年）での建物被害率と死傷者率の関係から死者数を算出し、津波防災施設の効果が無い場合、元禄地震では2,771名、延宝地震では1,653</u></p> |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p><u>条件では、死者数が約10人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約5,600人と予測される。また、建物被害は、全壊約2,900棟、半壊約6,700棟と予測される。</u></p> <p>なお、元禄地震(1703年)及び延宝地震(1677年)は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.4m程度と予測されている。</p> <p><u>被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。</u></p> <p>(12) その他</p> <p>防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、<u>最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。</u></p> <p><u>また、被害想定は、あくまで想定した地震(必ず発生する地震ではない)やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。</u></p> | <p><u>名が犠牲になると予測される。</u></p> <p>なお、元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.4m程度と予測されている。</p> <p>(12) その他</p> <p>防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。</p> <p><u>また、国の中央防災会議において、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の新たな被害想定が公表されたところであり、県においても、最新の知見を反映させた地震被害想定調査を実施する。</u></p> |

修正案

現行

平成25・27年度予算追加査定結果の概要

|                  |               | 予算外追加査定結果   |           |
|------------------|---------------|---|-----------|
| 施設の増設及び<br>タイプ等  | 施設            | マリンセンター73   |           |
|                  | タイプ           | フレンドタイプ   |           |
|                  | 敷地の広さ         | 約500㎡   |           |
|                  | 建設内容          | 1階単層建物の庁舎内、建設費約、約<br>1億4千万円に相当する建設費の<br>追加が必要。建設費以上の増収を<br>確保する必要がある。 |           |
| 建物費              | 主棟+附属棟        | 約61,200 円   |           |
|                  | 附属棟           | 約150,700 円  |           |
| その他              | 建設費           | 約2,000 万円   |           |
|                  | 経費削減          | 57 万円   |           |
| V・U・S・U・S・U      | 電力            | 供給停止率 約40%  |           |
|                  | 節電対策          | 約470,000 円  |           |
|                  | LPガス          | 供給調整費等 約80,100 円  |           |
|                  | 上水道           | 供給調整人口 約2,500,400 人   |           |
|                  | 下水道           | 調整人口 約184,000 人   |           |
| 児童<br>遊園地        | 児童数           | 現行(増減率)   | 約600 人    |
|                  |               | 目標値   | 約10 人     |
|                  |               | 30年   | 約1,400 人  |
|                  |               | ブロック毎の増減幅   | 約30 人     |
|                  | 児童数           | 目標  | 約2,100 人  |
|                  |               | 現行(増減率)   | 約3,000 人  |
|                  |               | 目標値   | — 人       |
|                  |               | 30年   | 約600 人    |
|                  | 児童数           | 目標  | 約4,500 人  |
|                  |               | 現行(増減率)   | 約18,600 人 |
|                  |               | 目標値   | 約10 人     |
|                  |               | 30年   | 約1,700 人  |
| 児童数              | ブロック毎の増減幅     | 約90 人   |           |
|                  | 目標            | 約21,000 人   |           |
| 児童数合計            |               | 約27,500 人   |           |
| 設備費              | 1日課           | 約200,000 円  |           |
|                  | 2日課           | 約800,000 円  |           |
| 建設費削減<br>(費1200) | 電力            | 約700,000 円  |           |
|                  | 市内で発生する削減費    | 約741,000 円  |           |
|                  | 合計            | 約1,441,000 円  |           |
| 土レバー子一減止効果       |               | 約2,500 円  |           |
| 建物               | 増収、減収、削減費、削減費 | 約7.13 億円  |           |
| ライフライン           | 電力、ガス、水道、下水道  | 約247 万円   |           |
| 交通機関             | 道路、鉄道、バス      | 約339 万円   |           |
| その他公共事業費         |               | 約115 万円   |           |
| 経費削減合計           |               | 約8.14 億円  |           |
| 追加削減額            | 削減            | 約7,783,200 円  |           |

(新設)

※1. 本表は、施設・設備の増設等により発生する追加査定結果を示しています。これは、特に追加査定結果は、元の100%、削減率100%です。  
 ※2. 本表は、施設・設備の増設等により発生する追加査定結果を示しています。これは、特に追加査定結果は、元の100%、削減率100%です。

平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

千葉県地震被害想定調査結果の概要

|             |              | 東日本近海地震   | 千葉東方沖地震   | 江ノ島沖地震計の地震  |
|-------------|--------------|---|---|---|
| 被害想定        | 規模           | M7.2(マグニチュード7.2)  | M7.2(マグニチュード7.2)                                      | M7.2(マグニチュード7.2)                                      |
|             | タイプ          | プレート境界  | プレート境界  | 活断層   |
|             | 震源の深さ        | 27.0km  | 40.0km  | 14.0km  |
| 被害想定        | 震度分布         | 震度5強に震度1強の範囲が広がります。震度4以上の範囲はほぼ全県に及びます。震度3の範囲はほぼ全県に及びます。 | 震度4、震度5、ハザード、1以上の範囲に震度1強の範囲が広がります。震度2以上の範囲はほぼ全県に及びます。 | 震度4、震度5、半震害発生中心の震度4強から5強の範囲が広がります。震度3以上の範囲はほぼ全県に及びます。 |
|             | 建物被害         | 半壊被害 55,002 ※<br>全壊被害 151,384 ※<br>合計 206,386 ※         | 半壊被害 730 ※<br>全壊被害 4,594 ※<br>合計 5,324 ※              | 半壊被害 6,633 ※<br>全壊被害 16,082 ※<br>合計 24,715 ※          |
|             | 交通施設         | 道路被害 (通行止め)<br>半壊被害 (通行止め)<br>全壊被害 (通行止め)               | 0 箇所<br>0 箇所<br>20 箇所                                 | 1 箇所<br>2 箇所<br>103 箇所                                |
| 人的被害        | 死者           | 0 箇所  | 0 箇所  | 1 箇所  |
|             | 負傷者          | 25 箇所   | 3 箇所  | 2 箇所  |
|             | 電力           | 停電戸数 203,999 戸  | 286 戸   | 19,797 戸  |
|             | ガス           | 断水戸数 374,633 戸  | - 戸   | - 戸   |
|             | 水道           | 断水戸数 23,667 戸   | 85 戸  | 1,483 戸   |
|             | 工業被害         | 停電戸数 83 箇所  | 1 箇所  | 3 箇所  |
|             | 交通           | 断電戸数 54,694 戸   | 1,921 戸   | 13,916 戸  |
|             | 死者 (全壊・半壊)   | 913 人   | 0 人   | 68 人  |
|             | 負傷者          | 365 人   | 5 人   | 4 人   |
|             | 死者 (全壊・半壊)   | 36,089 人  | 992 人   | 2,455 人   |
| 負傷者         | 1,655 人      | 0 人   | 50 人  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 706 人        | 219 人   | 140 人   |   |
| 負傷者         | 1,893 人      | 886 人   | 170 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,176 人      | 112 人   | 117 人   |   |
| 負傷者         | 41,581 人     | 1,698 人   | 2,832 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 42,872 人     | 1,738 人   | 3,020 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,465,977 人  | 37,579 人  | 121,253 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 610,880 人    | 6,448 人   | 30,235 人  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 395,794 人    | 315,189 人   | 175,110 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 791,022 人    | 201,897 人   | 686,418 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,067,816 人  | 577,038 人   | 881,528 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 7,963 人      | 2,597 人   | 3,512 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 4,200,000 人  | - 人   | - 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 850,000 人    | - 人   | - 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 87,000 人     | - 人   | - 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 91,465 箇所    | 2,913 箇所  | 6,775 箇所  |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 4,178 箇所     | 626 箇所  | 834 箇所  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,527 箇所     | 162 箇所  | 114 箇所  |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 97,540 箇所    | 5,983 箇所  | 9,029 箇所  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 7,008,068 箇所 | 245,593 箇所  | 796,334 箇所  |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 3,000 箇所     | 0 箇所  | 1 箇所  |   |

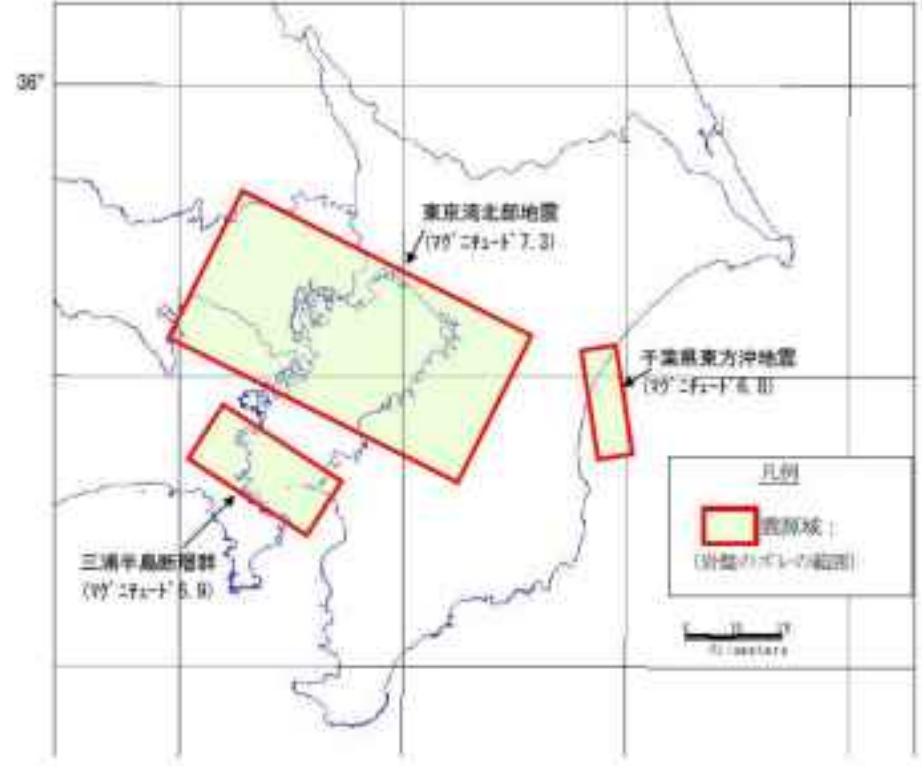
|             |              | 東日本近海地震   | 千葉東方沖地震   | 江ノ島沖地震計の地震  |
|-------------|--------------|---|---|---|
| 被害想定        | 規模           | M7.2(マグニチュード7.2)  | M7.2(マグニチュード7.2)                                      | M7.2(マグニチュード7.2)                                      |
|             | タイプ          | プレート境界  | プレート境界  | 活断層   |
|             | 震源の深さ        | 27.0km  | 40.0km  | 14.0km  |
| 被害想定        | 震度分布         | 震度5強に震度1強の範囲が広がります。震度4以上の範囲はほぼ全県に及びます。震度3の範囲はほぼ全県に及びます。 | 震度4、震度5、ハザード、1以上の範囲に震度1強の範囲が広がります。震度2以上の範囲はほぼ全県に及びます。 | 震度4、震度5、半震害発生中心の震度4強から5強の範囲が広がります。震度3以上の範囲はほぼ全県に及びます。 |
|             | 建物被害         | 半壊被害 55,002 ※<br>全壊被害 151,384 ※<br>合計 206,386 ※         | 半壊被害 730 ※<br>全壊被害 4,594 ※<br>合計 5,324 ※              | 半壊被害 6,633 ※<br>全壊被害 16,082 ※<br>合計 24,715 ※          |
|             | 交通施設         | 道路被害 (通行止め)<br>半壊被害 (通行止め)<br>全壊被害 (通行止め)               | 0 箇所<br>0 箇所<br>20 箇所                                 | 1 箇所<br>2 箇所<br>103 箇所                                |
| 人的被害        | 死者           | 0 箇所  | 0 箇所  | 1 箇所  |
|             | 負傷者          | 25 箇所   | 3 箇所  | 2 箇所  |
|             | 電力           | 停電戸数 203,999 戸  | 286 戸   | 19,797 戸  |
|             | ガス           | 断水戸数 374,633 戸  | - 戸   | - 戸   |
|             | 水道           | 断水戸数 23,667 戸   | 85 戸  | 1,483 戸   |
|             | 工業被害         | 停電戸数 83 箇所  | 1 箇所  | 3 箇所  |
|             | 交通           | 断電戸数 54,694 戸   | 1,921 戸   | 13,916 戸  |
|             | 死者 (全壊・半壊)   | 913 人   | 0 人   | 68 人  |
|             | 負傷者          | 365 人   | 5 人   | 4 人   |
|             | 死者 (全壊・半壊)   | 36,089 人  | 992 人   | 2,455 人   |
| 負傷者         | 1,655 人      | 0 人   | 50 人  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 706 人        | 219 人   | 140 人   |   |
| 負傷者         | 1,893 人      | 886 人   | 170 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,176 人      | 112 人   | 117 人   |   |
| 負傷者         | 41,581 人     | 1,698 人   | 2,832 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 42,872 人     | 1,738 人   | 3,020 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,465,977 人  | 37,579 人  | 121,253 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 610,880 人    | 6,448 人   | 30,235 人  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 395,794 人    | 315,189 人   | 175,110 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 791,022 人    | 201,897 人   | 686,418 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,067,816 人  | 577,038 人   | 881,528 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 7,963 人      | 2,597 人   | 3,512 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 4,200,000 人  | - 人   | - 人   |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 850,000 人    | - 人   | - 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 87,000 人     | - 人   | - 人   |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 91,465 箇所    | 2,913 箇所  | 6,775 箇所  |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 4,178 箇所     | 626 箇所  | 834 箇所  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 1,527 箇所     | 162 箇所  | 114 箇所  |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 97,540 箇所    | 5,983 箇所  | 9,029 箇所  |   |
| 死者 (全壊・半壊)  | 7,008,068 箇所 | 245,593 箇所  | 796,334 箇所  |   |
| 負傷者 (全壊・半壊) | 3,000 箇所     | 0 箇所  | 1 箇所  |   |

※1 被害想定は、震源・規模・伝播経路により決定されています。ここでは、特に記載がない限りは、震源10km、震度5.0です。  
 ※2 被害想定は、震源・規模・伝播経路により決定されています。ここでは、特に記載がない限りは、震源10km、震度5.0です。  
 ※3 震度分布については、半震害発生は2ヶ月、全壊被害発生は1ヶ月以内の通行止め、半壊被害発生は1ヶ月以内の交通規制。

※1 被害想定は、震源・規模・伝播経路により決定されています。ここでは、特に記載がない限りは、震源10km、震度5.0です。  
 ※2 被害想定は、震源・規模・伝播経路により決定されています。ここでは、特に記載がない限りは、震源10km、震度5.0です。  
 ※3 震度分布については、半震害発生は2ヶ月、全壊被害発生は1ヶ月以内の通行止め、半壊被害発生は1ヶ月以内の交通規制。

修正案

現行



修正案

震度分布図



千葉県北西部直下地震 (マグニチュード7.3)



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)



千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)



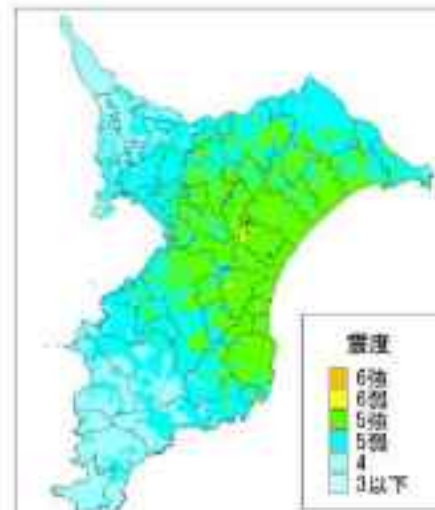
三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.8)

現行

震度分布図



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)



千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

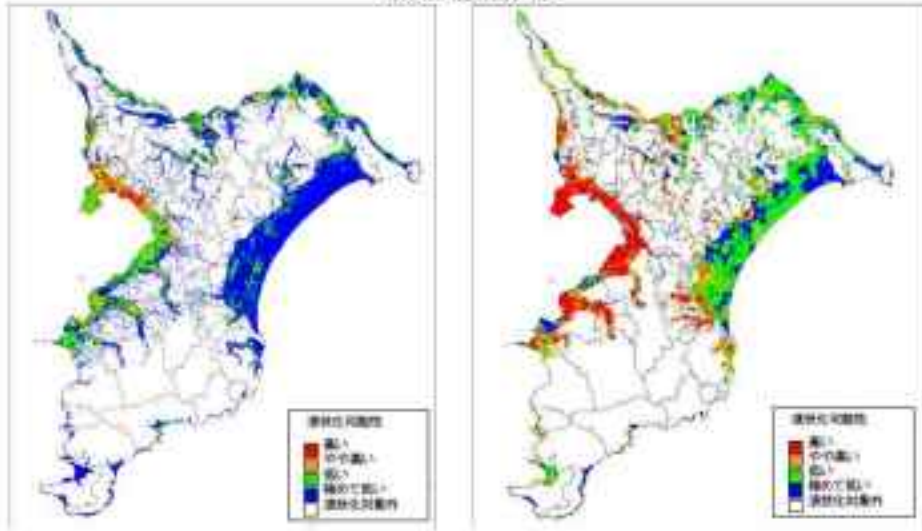


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)



修正案

液状化危険度分布図

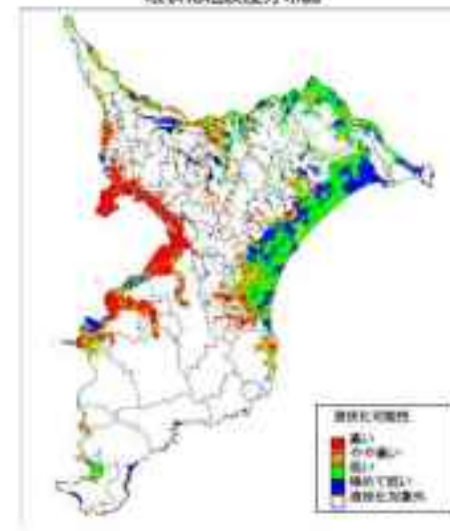


千葉県北西部直下地震

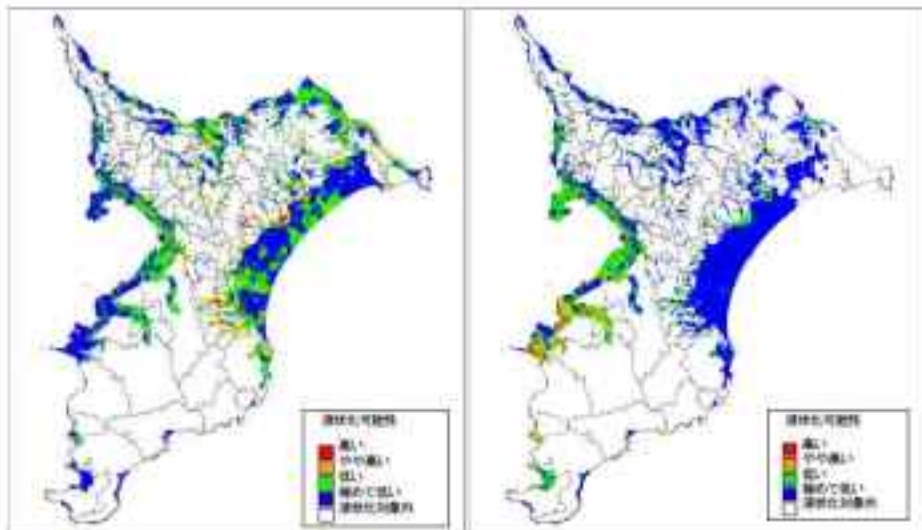
東京湾北部地震

現行

液状化危険度分布図

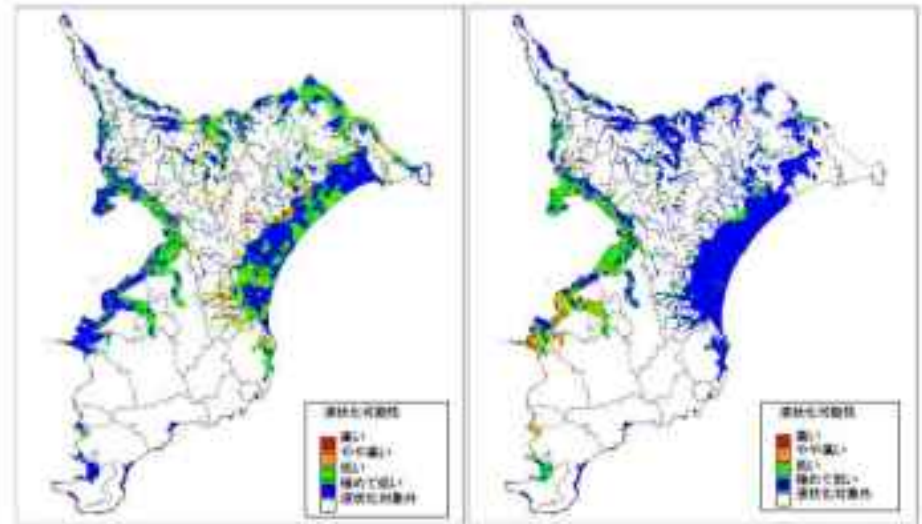


東京湾北部地震



千葉県東方沖地震

三浦半島断層群による地震



千葉県東方沖地震

三浦半島断層群による地震

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第3節 減災目標</b></p> <p>1 経緯（防災危機管理部）<br/>地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされた。<br/>そこで、本県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」(平成21年9月。計画期間：平成21年度から平成30年度)を策定し、各種施策を実施してきた。<br/>県では、平成28年5月に公表した新たな地震被害想定調査結果を基に、減災目標や個別施策を見直し、平成29年度に「千葉県地震防災戦略」の改訂を行った。</p> <p>2 減災目標（全庁）<br/>千葉県北西部直下地震における死者数を約2,100人から約930人へ、経済被害額を約9兆6,500億円から約4兆1,000億円へ概ね半減させる。</p> <p>3 計画期間（全庁）<br/>平成29年度から平成38年度</p> <p>4 戦略の主な施策と目標（平成29年度戦略改訂時点）（全庁）<br/>(1) 予防対策による減災<br/>○住宅及び特定建築物の耐震化の促進<br/>耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。<br/>【目標】耐震化率：住宅84%→95%/特定建築物92%→95%<br/>○橋梁の耐震化の推進<br/>緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。<br/>【目標】要対策7橋（補強5橋、架換2橋）の耐震化（削除）</p> | <p style="text-align: center;"><b>第3節 減災目標</b></p> <p>1 経緯（防災危機管理部）<br/>地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。<br/>そこで、本県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定した。<br/><br/>(新設)</p> <p>2 減災目標（全庁）<br/>東京湾北部地震における死者を約1,390人から約670人へ、経済被害額を約9兆8千億円から約4兆8千億円へ減らす。</p> <p>3 計画期間（全庁）<br/>平成21年度から平成30年度</p> <p>4 戦略の主な施策と目標（平成21年度戦略策定時点）（全庁）<br/>(1) 予防対策による減災<br/>○住宅及び特定建築物の耐震化の促進<br/>耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。<br/>【目標】耐震化率：住宅79%→90%/特定建築物82%→90%<br/>○橋梁の耐震化の推進<br/>緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。<br/>【目標】要対策47橋→0橋（県管理分）<br/>○帰宅困難者対策の推進<br/>発災時の混乱を防止するとともに、1人でも多くの者が安全に帰宅できるよう、基本的な指針を策定し、九都県市や市町村、事業者等と連携して</p> |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>○消防学校・防災研修センターの整備<br/> 消防学校の移転改築にあたり、消防職・団員への教育・訓練機能の充実を図るとともに、自主防災組織等の研修施設として、防災研修センターを併せて整備する。<br/> 【目標】新たな消防学校・防災研修センターの整備</p> <p>(2) 応急対策による減災<br/> (削除)</p> <p>○災害拠点病院の機能の充実<br/> 災害拠点病院としての機能の充実を推進するとともに、関係機関との連携を図る。<br/> 【目標】災害拠点病院の機能の充実、研修・訓練の実施</p> <p>○大規模災害時における応援受入体制の構築<br/> 「千葉県大規模災害時における応援受入計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。<br/> 【目標】県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の</p> | <p>対策を推進する。<br/> 【目標】関係機関等の役割分担の明確化と連携・協力体制による帰宅支援策の検討・実施<br/> (新設)</p> <p>(2) 応急対策による減災<br/> ○災害時要援護者避難支援プランの策定の支援<br/> 市町村における災害時要援護者避難支援プランの全体計画の策定を促進する。<br/> 【目標】策定済み8市 → 全市町村</p> <p>○DMAT体制の整備<br/> DMAT指定医療機関及びDMAT隊員の増加を図る。<br/> 【目標】10病院84人 → 12病院120人</p> <p>○災害対策本部の機能強化<br/> 常設の(仮称)危機管理センターの設置を検討するなど、機能強化を図る。</p> <p>○津波に対する避難計画作成の支援 ※注<br/> 市町村に対して津波に対する避難計画作成の支援を図る。<br/> 【目標】平成30年度までに市町村で津波に対する避難計画を作成</p> <p>※注 想定地震の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県が平成15年度から17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震及び延宝地震を対象に算出した津波被害に基づく。</p> |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>実効性の確保</u></p> <p>○<u>県の業務継続計画（震災編）の実効性の確保</u><br/> <u>「千葉県業務継続計画（震災編）」の実効性を確保するための継続的な見直しを実施する。</u><br/> <u>【目標】計画の検証の実施及び参集予測、災害時優先業務の継続的見直し</u></p> <p>○<u>自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進</u><br/> <u>自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援を行う。</u><br/> <u>【目標】自主防災組織のカバー率 60.2%→80%</u></p> <p>(3) 復旧・復興対策による減災<br/> (削除)</p> <p>○<u>復興本部の体制づくり</u><br/> 復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。<br/> <u>【目標】「震災復旧・復興対策マニュアル」の充実化及び効果的な体制の整備</u></p> <p>○<u>地籍調査の推進</u><br/> 市町村の行う地籍調査への支援を行い、災害に強い県土づくりを推進する。<br/> <u>【目標】地籍調査進捗率15%→増加を目指す</u></p> <p>○<u>災害時保健活動の推進</u><br/> 被災直後から、避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談及び計勝活動を実施できる体制を整備する。<br/> <u>【目標】災害時における保健活動の対応能力向上のための研修会を毎年度1回開催する</u></p> | <p>(3) 復旧・復興対策による減災</p> <p>○<u>都市基盤施設等の復興対策の検討</u><br/> <u>被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。</u></p> <p>○<u>復興本部の体制づくり</u><br/> 復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。</p> |
| <p>5 <u>首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ</u><br/> <u>千葉県地震防災戦略（平成29年度改訂）は、首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとし、同法第21条の規定に基づく基本事項は以下のとおりである。</u><br/> (1) <u>緊急対策区域：県内全域(国の首都直下地震被害想定調査において震度6弱以上)</u></p>  | <p>(新設)</p>  |

| 修正案  | 現行 |
|--|----|
| <p>(2) 計画の目標：千葉県北西部直下地震における死者数を約2,100人から約930人へ、経済被害額を約9兆6,500億円から約4兆1,000億円へ概ね半減させる。</p> <p>(3) 計画の期間：平成29年度～平成38年度</p> <p>(4) 首都直下地震対策のうち必要なもの：千葉県地震防災戦略に定める全個別施策</p> |    |

○千葉県地域防災計画新旧対照表【第2編 地震・津波編】

| 修正案  |  |          |  | 現行  |  |          |  |
|--|--|----------|--|---|--|----------|--|
| <b>第2章 災害予防計画</b>                            |  |          |  | <b>第2章 災害予防計画</b>   |  |          |  |
| <b>第1節 防災意識の向上</b>                           |  |          |  | <b>第1節 防災意識の向上</b>  |  |          |  |
| 1 防災教育（全庁、 <u>市町村</u> ）                      |  |          |  | 1 防災教育（全庁）  |  |          |  |
| 2 過去の災害教訓の伝承（ <u>全庁</u> 、 <u>市町村</u> ）       |  |          |  | 2 過去の災害教訓の伝承（ <u>防災危機管理部</u> 、 <u>教育庁</u> 、 <u>市町村</u> ）                      |  |          |  |
| 3 防災広報の充実（全庁、 <u>市町村</u> ）                   |  |          |  | 3 防災広報の充実（全庁）   |  |          |  |
| (1) 自らの身を守るための知識                             |  |          |  | (1) 自らの身を守るための知識  |  |          |  |
| オ <u>警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明</u>              |  |          |  | (新設)  |  |          |  |
| カ <u>避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u>                |  |          |  | オ <u>避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u>   |  |          |  |
| キ (略)  |  |          |  | カ (略)   |  |          |  |
| ク (略)  |  |          |  | キ (略)   |  |          |  |
| ケ (略)  |  |          |  | ク (略)   |  |          |  |
| コ (略)  |  |          |  | ケ (略)   |  |          |  |
| サ (略)  |  |          |  | コ (略)   |  |          |  |
| (4) 広報媒体等                                    |  |          |  | (4) 広報媒体等   |  |          |  |
| <u>ソフトバンク</u> (株)                            | 新聞、パンフレット<br>テレビ、ラジオ<br>インターネット<br>Yahoo!ケータイサービス、広報紙等 | 一般<br>県民 | ◇震災時の携帯電話使用上の心得<br>◇施設の耐震性<br>◇通信設備の災害対策<br>◇震災時の電話サービス等<br>(例：災害用伝言板サービス) 他 | <u>ソフトバンク</u><br><u>クモバイル</u><br>(株)・<br><u>ソフトバンク</u><br><u>クテレコム</u><br>(株) | 新聞、パンフレット<br>テレビ、ラジオ<br>インターネット<br>Yahoo!ケータイサービス、広報紙等 | 一般<br>県民 | ◇震災時の携帯電話使用上の心得<br>◇施設の耐震性<br>◇通信設備の災害対策<br>◇震災時の電話サービス等<br>(例：災害用伝言板サービス) 他 |
| <u>東京電力パ</u><br><u>ワーグリッ</u><br><u>ド</u> (株) | パンフレット<br>広報車、テレビ<br>新聞、ラジオ、<br>インターネット<br>広報紙等        | 一般<br>県民 | ◇震災時の電気使用上の心得<br>◇電力復旧時の心得<br>◇地震発生時の初動措置<br>◇施設の耐震性 他                       | 東京電力(株)   | パンフレット<br>広報車、テレビ<br>新聞、ラジオ、<br>インターネット<br>広報紙等        | 一般<br>県民 | ◇震災時の電気使用上の心得<br>◇電力復旧時の心得<br>◇地震発生時の初動措置<br>◇施設の耐震性 他                       |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）<br/> (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援<br/> 地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p>5 防災訓練の充実（全庁、市町村）<br/> (1) 県<br/> ア 災害対策本部訓練<br/> <u>初動体制の早期確立を図るための県職員の非常参集訓練や、国、近隣自治体、防災関係機関の協力を得て、災害対策本部の設置運営、他機関との連携及び広域応援に係る図上訓練を実施する。</u><br/> (削除)</p> <p><u>イ 九都県市合同防災訓練</u><br/> (ア) 実動訓練<br/> <u>国、地方自治体、防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、被害情報の収集、救出救護、避難所運営、広域応援まで含めた総合的な実動訓練を九都県市合同で実施する。</u><br/> (イ) 図上訓練<br/> <u>国、地方自治体、防災関係機関等との合同で、災害対策本部の設置運営、他機関との連携及び広域応援に係る図上訓練を実施する。</u></p> <p><u>ウ 各部個別訓練</u><br/> (削除)</p> <p><u>エ 県庁舎における防災訓練</u><br/> (2) 市町村<br/> 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。</p> | <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）<br/> (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援<br/> 地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、<u>避難等</u>を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p>5 防災訓練の充実（全庁、市町村）<br/> (1) 県<br/> ア 災害対策本部訓練<br/> <u>職員の非常参集、被害情報の収集・伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。</u></p> <p><u>イ 災害対策本部非常参集訓練</u><br/> <u>初動体制の早期確立を図るため、災害対策本部職員の非常参集訓練を実施する。</u></p> <p><u>ウ 九都県市合同防災訓練</u><br/> <u>国、地方自治体、防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、避難から救援救護、広域応援まで含めた総合的な防災訓練を九都県市合同で実施する。</u></p> <p><u>エ 各部個別訓練</u><br/> <u>オ 図上訓練</u><br/> <u>災害時における対応能力の向上を図るため、地方自治体、防災関係機関等と連携し訓練を実施する。</u></p> <p><u>カ 県庁舎における防災訓練</u><br/> (2) 市町村<br/> 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。</p> |

| 修正案   |  | 現行   |  |
|---|--|--|--|
| <p>特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるように、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町村職員等の役割分担を明確化する。</p> <p>また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。</p> <p>(3) 防災関係機関</p> |  | <p>(新設)</p> <p>また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。</p> <p>(3) 防災関係機関</p> |  |
| 主 催   | 内 容  | 主 催  | 内 容  |
| <p>東京電力パワーグリッド<br/><u>(株)</u></p>   | <p>地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練（机上）並びに非常呼集訓練を年1回、全社的に実施する。なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する。</p> <p>1 訓練項目<br/> (1) 情報連絡訓練<br/> (2) 復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等）<br/> (3) 災害対策用物品の整備点検を主とする演習</p> <p>2 実施回数<br/> 年1回以上</p> | <p>東京電力(株)</p>   | <p>地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練（机上）並びに非常呼集訓練を年1回、全社的に実施する。なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する。</p> <p>1 訓練項目<br/> (1) 情報連絡訓練<br/> (2) 復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等）<br/> (3) 災害対策用物品の整備点検を主とする演習</p> <p>2 実施回数<br/> 年1回以上</p> |



| 修正案   |  | 現行  |
|---|--|---|
| 主 催   | 内 容  | (新設)  |
| 日本赤十字社千葉県支部                                     | <u>国又は県等と協力して大規模な地震又はそれに伴う津波の発生を想定した訓練を実施する。</u><br><u>1 訓練項目</u><br><u>(1) 情報の収集・伝達</u><br><u>(2) 職員参集</u><br><u>(3) 救護資機材の取扱い</u><br><u>(4) 救護所の運営及び傷病者の後方搬送</u><br><u>(5) ボランティア及び関係機関との連携</u><br><u>2 実施回数</u><br><u>年1回以上</u> | (新設)  |
| 6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）<br>（1）地震観測<br>県内地震計設置箇所数 | （平成29年2月1日現在）  | 6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）<br>（1）地震観測<br>県内地震計設置箇所数 |
|   |  | （平成27年4月1日現在）                                   |

| 修正案                       |                  |                    |                    | 現行               |                  |                    |                    |
|---------------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|
|                           | 強震計              | 計測震度計              | 計                  |                  | 強震計              | 計測震度計              | 計                  |
| 千葉県                       | 12               | (77)<br>77         | (77)<br>89         | 千葉県              | 12               | (77)<br>77         | (77)<br>89         |
| 国立研究開発<br>法人防災科学<br>技術研究所 | (1)<br><u>42</u> |                    | (1)<br><u>42</u>   | (独)防災科学<br>技術研究所 | (1)<br><u>28</u> |                    | (1)<br><u>28</u>   |
| 気象庁                       |                  | (2)<br>20          | (2)<br>20          | 気象庁              |                  | (2)<br>20          | (2)<br>20          |
| 千葉市                       |                  | (6)<br>6           | (6)<br>6           | 千葉市              |                  | (6)<br>6           | (6)<br>6           |
| 松戸市                       |                  | (1)<br><u>1</u>    | (1)<br><u>1</u>    | 計                | (1)<br><u>40</u> | (85)<br><u>103</u> | (86)<br><u>143</u> |
| 計                         | (1)<br><u>54</u> | (86)<br><u>104</u> | (87)<br><u>158</u> |                  |                  |                    |                    |

## 第2節 津波災害予防対策

### 2 津波を伴う想定地震（防災危機管理部）

#### (1) 想定地震

千葉県に大きな影響があり、かつ緊急性が高いと考えられる地震による津波について調査した。

| No. | 想定地震名           | マグニチュード | 震源の深さ※ | 地震のタイプ | 調査年度      |
|-----|-----------------|---------|--------|--------|-----------|
| 1   | 房総半島東方沖日本海溝沿い地震 | 8.2     | 約25km  | プレート境界 | 平成26・27年度 |

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

## 第2節 津波災害予防対策

(新設)

| 修正案  | 現行 |
|--|----|
| <p>(2) 想定地震による被害の概要</p> <p>東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、その震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、過去に千葉県で想定した延宝地震（1677年）の震源域のうち、東北地方太平洋沖地震で破壊されなかった領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（M8.2）を想定し、津波による被害量を算出した。</p> <p>なお、過去に発生した延宝地震（1677年）は地震動の弱い津波地震であったことから、津波の発生のみを考慮し、堤防は揺れにより破壊されない条件（堤防あり）で検討を行った。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。</p> <p>ア 津波高と到達時間</p> <p>津波の最大波高は銚子市で約8.8m、いすみ市で約8.3mと予測される。また、震源域に近い南房総市では、津波の影響開始時間が約6分と最も早く、最大波が海岸へ到達する時間も約16分と最も早く予測される。</p> <p>イ 建物被害</p> <p>津波による建物の全壊は約2,900棟、半壊は約6,700棟と予測される。</p> <p>ウ 人的被害</p> <p>冬の朝5時に想定地震が発生する条件で、津波に対する避難行動の違いを反映させて人的被害を算出した結果、全員が発災後すぐに避難を開始した場合の死者数は約10人、負傷者数はほとんど無しと予測される一方、早期避難を開始しない場合の死者数は約5,600人、負傷者数は約1,150人と予測される。</p> <p>エ 震災廃棄物</p> <p>津波による建物の全壊による震災廃棄物と津波で陸上に堆積した土砂等の津波堆積物の発生量は、約97.6～119.7万m<sup>3</sup>と予測される。</p> <p>オ その他</p> <p>津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間等が大きく異なるとともに、街並みや生活形態等によって被害様相は大きく変わる。</p> <p>津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの1つであり、その利用にあたってはシミュレーションの限界に認識しておく必要がある。</p> |    |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>また、<u>自然は大きな不確実性を伴うため、想定より大きな津波が押し寄せ、浸水範囲も広がる可能性があることに留意する必要がある。</u></p> <p>3 津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）</p> <p>(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成</p> <p>イ 県・市町村等の取組み</p> <p>(ア) 地震・津波に関する正確な知識</p> <p>a <u>津波の発生メカニズムや伝わる速さ</u></p> <p>b <u>津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること</u></p> <p>c <u>津波は繰り返し襲ってくる</u></p> <p>d <u>第一波が最大とは限らないこと</u></p> <p>e <u>津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる</u></p> <p>f <u>強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること</u></p> <p>g <u>津波は河川や水路を遡上すること</u></p> <p>(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識</p> <p>(エ) 津波避難行動に関する知識</p> <p>d <u>一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること</u></p> <p>e <u>津波は河川を遡上するため河川から離れること</u></p> <p>4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成</p> <p>ウ <u>想定地震による津波浸水予測図</u></p> <p><u>平成26・27年度に県が実施した千葉県地震被害想定調査では、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震の震源の南側が割れ残る形となったことから、過去に県で想定を行った延宝地震の震源のうち、東北地方太平洋沖地震で破壊されなかった領域を対象とした地震を「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」と命名し、津波の浸水域等の予測を行った。</u></p> <p>(3) 市町村の津波避難体制の確立</p> <p>ア <u>避難指示（緊急）</u></p> <p>市町村は、<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。</p> | <p>2 津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）</p> <p>(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成</p> <p>イ 県・市町村等の取組み</p> <p>(ア) 地震・津波に関する正確な知識</p> <p>(新設)</p> <p>a <u>津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること</u></p> <p>b <u>津波は繰り返し襲ってくる</u></p> <p>c <u>第一波が最大とは限らないこと</u></p> <p>d <u>津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる</u></p> <p>e <u>強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること</u></p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 津波警報に関する情報及び知識</p> <p>(エ) 津波避難行動に関する知識</p> <p>(新設)</p> <p>d <u>津波は河川を遡上するため河川から離れること</u></p> <p>3 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 市町村の津波避難体制の確立</p> <p>ア 避難指示</p> <p>市町村は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。</p> |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>なお、避難指示（緊急）にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）等の内容について周知を図るものとする。</p> <p>(ア) 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市町村長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。</p> <p>(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市町村長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。</p> <p>(ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。</p> <p>ウ 市町村間の連携による広域避難体制の構築</p> <p>津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市町村域を越えた避難体制の構築を図る。</p> <p>(4) 市町村の津波避難体制確立への県の支援</p> <p>県は、津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難困難地域の抽出方法や、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「千葉県津波避難計画策定指針」（平成28年10月改訂）を必要に応じて見直すなど、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市町村区域を越えた避難体制の構築を支援する。</p> <p>(5) 県の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>ウ 千葉県防災情報システム等による伝達</p> <p>県は、職員参集メールにより津波情報を関係職員に自動配信する。また、市町村・消防本部などシステム端末を設置している機関には、ポップアップ通知により津波情報を伝達する。大津波警報の場合には、ポップアップ通知と併せて警告灯を鳴動させて注意喚起を行う。</p> | <p>なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。</p> <p>(ア) 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市町村長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。</p> <p>(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市町村長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。</p> <p>(ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討するものとする。</p> <p>ウ 市町村間の連携による広域避難体制の構築</p> <p>津波は市町村区域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など区域を越えた避難体制の構築を図る。</p> <p>(4) 市町村の津波避難体制確立への県の支援</p> <p>県は、津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難困難地域の抽出方法や、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「千葉県津波避難計画策定指針」（平成22年10月）を必要に応じて見直すなど、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市町村区域を越えた避難体制の構築を支援する。</p> <p>(5) 県の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>ウ 千葉県防災情報システム等による伝達</p> <p>県は、職員参集メールにより津波情報を関係職員に自動配信する。また、市町村・消防本部などシステム端末を設置している機関には、ポップアップ通知により津波情報を伝達する。大津波警報の場合には、ポップアップ通知と併せて警告灯を鳴動させて注意喚起を行う。</p> |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>なお、県、市町村においては、総務省消防庁から、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を利用し、津波<u>注意報</u>等を受信している。</p> <p>(6) 市町村の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>イ 地域住民等への情報伝達体制の確立</p> <p>（ア）同報無線の整備活用</p> <p>地域住民等に対する情報伝達や避難指示（<u>緊急</u>）等を迅速かつ、<u>確実に実施</u>するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。</p> <p>5 (略)</p> | <p>なお、県、市町村においては、総務省消防庁から、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を利用し、津波<u>警報</u>等を受信している。</p> <p>(6) 市町村の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>イ 地域住民等への情報伝達体制の確立</p> <p>（ア）同報無線の整備活用</p> <p>地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、<u>確実に実施</u>するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。</p> <p>4 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>第3節 火災等予防対策</b></p> <p>2 建築物不燃化の促進（県土整備部）</p> <p>(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）</p>   | <p style="text-align: center;"><b>第3節 火災等予防対策</b></p> <p>2 建築物不燃化の促進（県土整備部）</p> <p>(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）</p>   |

| 修正案                   |   |                                       | 現行                                     |               |  |   |                                       |  |                             |               |
|-----------------------|---|---------------------------------------|--|---------------|--|---|---------------------------------------|--|-----------------------------|---------------|
|                       | 対 | 象                                     | 構                                      | 造             |  | 対 | 象                                     | 構                                      | 造                           |               |
| 準<br>防<br>火<br>地<br>域 | 1 | 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物 | 耐火建築物                                  |               | 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなどを除く | 1 | 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物 | 耐火建築物                                  |                             |               |
|                       | 2 | 延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物    | 耐火建築物又は準耐火建築物                          |               |  | 2 | 延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物    | 耐火建築物又は準耐火建築物                          |                             |               |
|                       | 3 | 地階を除く階数が3である建築物                       | 耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物 |               |  | 3 | 地階を除く階数が3である建築物                       | 耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物 |                             |               |
| 域                     | 4 | 1、2、3以外の木造建築物                         | 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分                     | 防火構造          |  | 4 | 1、2、3以外の木造建築物                         | 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分                     | 防火構造                        |               |
|                       |   |                                       | 高さ2mを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分            | 不燃材料で造るか、おおう。 |  |   |                                       |  | 高さ2mを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分 | 不燃材料で造るか、おおう。 |

(4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況  
(平成27年3月31日現在、単位ha)

| 市町村名 | 防火地域      | 準防火地域     | 市町村名 | 防火地域         | 準防火地域          |
|------|-----------|-----------|------|--------------|----------------|
| 成田市  | <u>70</u> | <u>27</u> | 香取市  |              | 51             |
| 八千代市 | <u>65</u> | 24        |      |              |                |
| 鎌ヶ谷市 | 16        | 33        | 合計   | <u>828.4</u> | <u>3,077.4</u> |

(4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況  
(平成26年10月1日現在、単位ha)

| 市町村名 | 防火地域      | 準防火地域     | 市町村名 | 防火地域         | 準防火地域          |
|------|-----------|-----------|------|--------------|----------------|
| 成田市  | <u>68</u> | <u>28</u> | 香取市  |              | 51             |
| 八千代市 | <u>53</u> | 24        |      |              |                |
| 鎌ヶ谷市 | 16        | 33        | 合計   | <u>804.2</u> | <u>3,077.7</u> |

| 修正案   | 現行    |          |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |
|---|-------|----------|----------|-----------------------|----|-------|--------------------------|-------|---------|--|-----|-------|----------|-----------------------|----|-------|--------------------------|-------|---------|
| <p>3 防災空間の整備・拡大（県土整備部）</p> <p>(2) 都市公園の整備</p> <table border="1" data-bbox="168 260 864 608"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園<br/>(平成27年度末現在)</td> <td>14</td> <td>466.0</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等<br/>(平成27年度末現在)</td> <td>6,838</td> <td>3,627.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 幹線道路の整備<br/>道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 建築物の耐震化等の推進</b></p> <p>1 市街地の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況（平成29年1月1日現在）</p> | 区 分   | 箇 所 数    | 面 積 (ha) | 県立都市公園<br>(平成27年度末現在) | 14 | 466.0 | 市町村立都市公園等<br>(平成27年度末現在) | 6,838 | 3,627.1 | <p>3 防災空間の整備・拡大（県土整備部）</p> <p>(2) 都市公園の整備</p> <table border="1" data-bbox="1153 260 1850 608"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園<br/>(平成24年度末現在)</td> <td>13</td> <td>459.9</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等<br/>(平成24年度末現在)</td> <td>6,049</td> <td>3,497.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 幹線道路の整備<br/>道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。<br/>このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 建築物の耐震化等の推進</b></p> <p>1 市街地の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況（平成26年3月31日現在）</p> | 区 分 | 箇 所 数 | 面 積 (ha) | 県立都市公園<br>(平成24年度末現在) | 13 | 459.9 | 市町村立都市公園等<br>(平成24年度末現在) | 6,049 | 3,497.1 |
| 区 分   | 箇 所 数 | 面 積 (ha) |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |
| 県立都市公園<br>(平成27年度末現在)   | 14    | 466.0    |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |
| 市町村立都市公園等<br>(平成27年度末現在)  | 6,838 | 3,627.1  |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |
| 区 分   | 箇 所 数 | 面 積 (ha) |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |
| 県立都市公園<br>(平成24年度末現在)   | 13    | 459.9    |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |
| 市町村立都市公園等<br>(平成24年度末現在)  | 6,049 | 3,497.1  |          |                       |    |       |                          |       |         |  |     |       |          |                       |    |       |                          |       |         |



| 修正案 | 現行 |
|-----|----|
|-----|----|

| 区 分   | 地区数        | 面 積               |
|-------|------------|-------------------|
| 既成市街地 | 54         | 1,451.8ha         |
| 新市街地  | <u>439</u> | <u>16,746.4ha</u> |
| 合 計   | <u>493</u> | <u>18,198.2ha</u> |

(2) 市街地再開発事業等の実施状況 (平成29年1月1日現在)

| 区 分           | 地区数       | 面 積           |
|---------------|-----------|---------------|
| 市街地再開発事業      | <u>31</u> | <u>30.2ha</u> |
| 優良再開発建築物等整備事業 | 4         | 1.4ha         |
| 合 計           | <u>35</u> | <u>31.6ha</u> |

2 建築物等の耐震対策 (総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁)

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進 (略)

そのため、県は市町村と調整の上、計画的かつ総合的に県下全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断

| 区 分   | 地区数        | 面 積               |
|-------|------------|-------------------|
| 既成市街地 | 54         | 1,451.8ha         |
| 新市街地  | <u>440</u> | <u>16,842.4ha</u> |
| 合 計   | <u>494</u> | <u>18,294.2ha</u> |

(2) 市街地再開発事業等の実施状況 (平成26年3月31日現在)

| 区 分           | 地区数       | 面 積           |
|---------------|-----------|---------------|
| 市街地再開発事業      | <u>30</u> | <u>29.2ha</u> |
| 優良再開発建築物等整備事業 | 4         | 1.4ha         |
| 合 計           | <u>34</u> | <u>30.6ha</u> |

2 建築物等の耐震対策 (総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁)

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進 (略)

そのため、県は市町村と調整の上、計画的かつ総合的に県下全域の既存建築物の耐震診断・耐震改修 (以下「耐震改修等」という。) の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。</p> <p>そこで、県や市町村は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、<u>耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。</u></p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、<u>建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。</u></p> <p>さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を<u>重点的に耐震化すべき建築物と位置付け、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。</u></p> <p>(削除)</p> | <p>等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。</p> <p>そこで、県や市町村は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、<u>緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。</u></p> <p>さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために必要な支援を行う。</p> <p>なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。</p> <p>ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物</p> <p>(ア) 被災時にその機能確保が求められる建築物</p> <p>例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等</p> <p>(イ) 高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物</p> <p>例：社会福祉施設、老人保健施設等</p> <p>(ウ) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物</p> <p>例：百貨店、劇場、映画館等</p> <p>イ 県及び市町村が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に在する建築物</p> <p>(ア) 「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域</p> <p>(イ) 本計画及び市町村の地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域</p> <p>(ウ) 自然水利に面する道路の沿道区域</p> <p>ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物</p> |
| <p>(2) 教育施設の耐震化</p> <p>ア 県立学校・小中学校施設の耐震化の推進</p> <p>学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を<u>進めてきたところである。</u></p>   | <p>(2) 教育施設の耐震化</p> <p>ア 県立学校・小中学校の耐震化の推進</p> <p>学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を<u>進める。</u></p>  |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>今後は、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、<u>吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。</u></p> <p>市町村が設置する小中学校施設等についても、<u>吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める</u>よう市町村へ働きかける。</p>   | <p>(新設)</p> <p>市町村が設置する小中学校施設等についても、<u>計画的に耐震化を進めていく</u>よう市町村へ働きかける。</p>   |
| <p>(3) <u>文化財の防災対策</u></p>  | <p>(新設)</p>  |
| <p>県及び市町村は、<u>文化財保護のための防災対策に努めるものとする。</u></p>   |  |
| <p>(4) (略)</p>  | <p>(3) (略)</p>   |
| <p>(5) <u>高層建築物における対策</u></p> <p><u>地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進等に努める。</u></p>  | <p>(4) <u>高層建築物における対策</u></p> <p><u>平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震では、エレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したことから、エレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進に努める。</u></p>   |
| <p>(6) (略)</p>  | <p>(5) (略)</p>   |
| <p>(7) (略)</p>  | <p>(6) (略)</p>   |
| <p>(8) (略)</p>  | <p>(7) (略)</p>   |
| <p>(9) (略)</p>  | <p>(8) (略)</p>   |
| <p>3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局）</p> <p>(7) <u>工業用水道施設</u></p> <p>工業用水道施設は、改築事業等により耐震性の強化を図っている。</p> <p>しかしながら、既存施設は建設後半世紀以上が経過し、老朽化により耐震性に劣る施設等があり、今後の施設更新にあたっては防災対策の重点課題として位置付け、整備強化を図る。</p> <p>なお、実施にあたっては、原則として5年毎の計画を作成のうえ、施設の耐震強化を図る。</p> <p>ア <u>管路の布設替</u></p> <p><u>耐震適合性のない管路について、耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管及び鋼管に布設替を行い管路の強化を図る。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(削除)</p> | <p>3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局、企業庁）</p> <p>(7) <u>工業用水道施設</u></p> <p>工業用水道施設は、改築事業等により耐震性の強化を図っている。</p> <p>しかしながら、既存施設は建設後40年以上が経過し、老朽化により耐震性に劣る施設等があり、今後の施設更新にあたっては防災対策の重点課題として位置付け、整備強化を図る。</p> <p>なお、実施にあたっては、原則として5年毎の計画を作成のうえ、施設の耐震強化を図る。</p> <p>ア <u>管路の布設替</u></p> <p><u>鉄筋コンクリート管及び石綿セメント管を耐震性の強い鋼管及び鋳鉄管に布設替を行い管路の強化を図る。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>ネットワーク化の推進</u></p> <p><u>別ルートによる水の供給が可能になる管路の複線化及び各事業地区間の水の融通をするためネットワーク化を図る。</u></p> |

| 修正案  | 現行  |       |       |       |       |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |
|--|---|-------|-------|-------|-------|----|----------------------|---------|-----|---|-----|--|---|-----|-------|-------|------|-------|----|----------------------|---------|-----|---|-----|--|
| <p>4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部）</p> <p>(1) 災害に強い道づくり</p> <p>道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。</p> <p>緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁等防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。</p> <p>(2) 道路橋梁等防災計画</p> | <p>4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部）</p> <p>(1) 災害に強い道づくり</p> <p>道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。</p> <p>緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。</p> <p>(2) 道路橋梁防災計画</p> |       |       |       |       |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |
| <p>5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 港湾施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="136 724 1108 837"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区<br/>出州ふ頭C岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>170</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>                         | 施設名   | 対象船舶※ | 水深(m) | バース数  | 延長(m) | 備考 | 千葉港千葉中央地区<br>出州ふ頭C岸壁 | 5000D/W | 7.5 | 1 | 170 |  | <p>5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 港湾施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1122 724 2103 837"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区<br/>出州ふ頭C岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 対象船舶※ | 水深(m) | バース数 | 延長(m) | 備考 | 千葉港千葉中央地区<br>出州ふ頭C岸壁 | 5000D/W | 7.5 | 1 | 130 |  |
| 施設名  | 対象船舶※   | 水深(m) | バース数  | 延長(m) | 備考    |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |
| 千葉港千葉中央地区<br>出州ふ頭C岸壁   | 5000D/W   | 7.5   | 1     | 170   |       |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |
| 施設名  | 対象船舶※   | 水深(m) | バース数  | 延長(m) | 備考    |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |
| 千葉港千葉中央地区<br>出州ふ頭C岸壁   | 5000D/W   | 7.5   | 1     | 130   |       |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |
| <p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(2) 液化石油ガス関係</p> <p>ア 消費者の保安対策</p> <p>(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、<u>ガス放出防止機器の設置促進を図る。</u></p> <p>(6) 毒物劇物取扱施設</p> <p>イ 防災対策</p> <p>(略)</p> <p>さらに、保健衛生上の危害を防止するため、<u>上記登録又は届出を義務づけられている毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。</u></p> <p>別表 (平成28年3月31日現在)</p>                                    | <p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(2) 液化石油ガス関係</p> <p>ア 消費者の保安対策</p> <p>(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。</p> <p>(6) 毒物劇物取扱施設</p> <p>イ 防災対策</p> <p>(略)</p> <p>さらに、保健衛生上の危害を防止するため、<u>上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。</u></p> <p>別表 (平成26年3月31日現在)</p>   |       |       |       |       |    |                      |         |     |   |     |  |   |     |       |       |      |       |    |                      |         |     |   |     |  |

| 修正案        |       |   | 現行         |       |   |
|------------|-------|---|------------|-------|---|
| 種 別        | 件 数   |   | 種 別        | 件 数   |   |
| 毒物劇物製造業    | 163   | 件 | 毒物劇物製造業    | 163   | 件 |
| 毒物劇物輸入業    | 41    |   | 毒物劇物輸入業    | 45    |   |
| 毒物劇物販売業    | 1,474 |   | 毒物劇物販売業    | 1,507 |   |
| 毒物劇物業務上取扱者 | 55    |   | 毒物劇物業務上取扱者 | 58    |   |
| 特定毒物研究者    | 56    |   | 特定毒物研究者    | 60    |   |
| 計          | 1,789 |   | 計          | 1,833 |   |

### 第6節 液状化災害予防対策

- 1 液状化対策の推進（総合企画部、防災危機管理部、環境生活部、県土整備部、水道局）
  - 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、水道局）
- (3) 工業用水道  
地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。  
また、液状化による鑄鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新にあたっては、すべて耐震性能を有する管を導入することとしている。
- 3 液状化対策の広報・周知（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局）
- (2) 住宅の液状化対策工法の周知  
ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、県民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。県民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリン

### 第6節 液状化災害予防対策

- 1 液状化対策の推進（総合企画部、防災危機管理部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）
  - 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、水道局、企業庁）  
(略)  
(3) 工業用水道  
地盤改良等による防止対策については、管路施設のほとんどが道路等の占有により布設されていることから、道路等の管理者および隣接する占有事業者と協議のうえ進める。  
また、液状化が想定されている地域について、鑄鉄管路の新設及び更新にあたっては、すべて耐震継手を導入することとし、次期施設更新計画において具体化を図る。
- 3 液状化対策の広報・周知（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局、企業庁）
- (2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知  
ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、県民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。県民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリン

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>グ等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。<br/>(削除)</p> <p>また、市町村に対して、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成するよう指導する。</p> <p>(3) 建築物の液状化対策講習会の開催</p>   | <p>グ等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう<u>広報</u>、啓発する。</p> <p><u>既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して県民に広報する。</u></p> <p>また、市町村に対して、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成するよう指導する。</p> <p>(新設)</p>  |
| <p><u>建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、「建築物の液状化対策講習会」を開催する。</u></p>   |   |
| <p style="text-align: center;"><b>第7節 土砂災害等予防対策</b></p> <p>地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の公表</p> <p>県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、<u>土砂災害に係る避難訓練に関する事項</u>、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難</p> | <p style="text-align: center;"><b>第7節 土砂災害等予防対策</b></p> <p>地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成19年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所<u>カルテ</u>の整備と危険箇所の公表</p> <p>県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、<u>土砂災害危険箇所カルテ(斜面カルテ、土石流危険溪流カルテの総称)</u>を整備するなど、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(6) 国土保全事業の推進</p> <p>オ 宅地造成地災害対策</p> <p>宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。<u>また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。</u></p> <p>3 地籍調査の推進（県土整備部）</p> <p>災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年度～）に基づき、市町村の行う地籍調査への支援を行うとともに、未実施市町に対し、早期着手を積極的に働きかけていくことにより地籍調査を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</b></p> <p>国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「<u>災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き</u>（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>オ <u>市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>2 要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) <u>避難指示（緊急）等の情報伝達</u></p> <p>市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による<u>避難指示（緊急）等の周知を図る。</u></p> <p>(4) <u>避難施設等の整備及び周知</u></p> <p>市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮すると</p> | <p>現行</p> <p>(6) 国土保全事業の推進</p> <p>オ 宅地造成地災害対策</p> <p>宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。</p> <p>3 地籍調査の推進（県土整備部）</p> <p>災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年度～）に基づき、市町村の行う地籍調査への支援を行うとともに、未実施市町村に対し、早期着手を積極的に働きかけていくことにより地籍調査を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</b></p> <p>国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「<u>災害時要援護者避難支援の手引き</u>（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。</p> <p>1 避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等<br/>(新設)</p> <p>2 要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) <u>避難指示等の情報伝達</u></p> <p>市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による<u>避難指示等の周知を図る。</u></p> <p>(4) 避難施設等の整備</p> <p>市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮すると</p> |

| 修正案  | 現行   |                           |                           |     |           |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
|--|--|---------------------------|---------------------------|-----|-----------|-----------|---|-----|----|---|---|---|----------|-----------|---|-----|-----|---------------|-----|-----|---|-----|----|---|---|---|-----------|
| <p>ともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、<u>平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。</u>また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p>  | <p>ともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する<u>ように努める。</u>また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p>  |                           |                           |     |           |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| <p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、<u>教育庁、市町村</u>）</p> <p>4 外国人に対する対策（総合企画部、<u>防災危機管理部、市町村</u>）</p>  | <p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）</p> <p>4 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）</p>  |                           |                           |     |           |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| <p><b>第9節 情報連絡体制の整備</b></p>  | <p><b>第9節 情報連絡体制の整備</b></p>  |                           |                           |     |           |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>255</u>機関に無線設備を設置している。</p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、<u>千葉市、松戸市</u>の<u>87</u>地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網</p> | <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>257</u>機関に無線設備を設置している。</p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、<u>千葉市</u>の<u>86</u>地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網</p> |                           |                           |     |           |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| <p>震度計設置数 (平成29年2月1日現在)</p>  | <p>震度計設置数 (平成27年4月1日現在)</p>  |                           |                           |     |           |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>国立研究開発<br/>法人防災科学<br/>技術研究所</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td><u>1</u></td> <td><u>87</u></td> </tr> </tbody> </table>  | 設置者  | 千葉県                       | 国立研究開発<br>法人防災科学<br>技術研究所 | 気象庁 | 千葉市       | 松戸市       | 計 | 設置数 | 77 | 1 | 2 | 6 | <u>1</u> | <u>87</u> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>防災科学技<br/>術研究所</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td><u>86</u></td> </tr> </tbody> </table> | 設置者 | 千葉県 | 防災科学技<br>術研究所 | 気象庁 | 千葉市 | 計 | 設置数 | 77 | 1 | 2 | 6 | <u>86</u> |
| 設置者  | 千葉県  | 国立研究開発<br>法人防災科学<br>技術研究所 | 気象庁                       | 千葉市 | 松戸市       | 計         |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| 設置数  | 77   | 1                         | 2                         | 6   | <u>1</u>  | <u>87</u> |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| 設置者  | 千葉県  | 防災科学技<br>術研究所             | 気象庁                       | 千葉市 | 計         |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |
| 設置数  | 77   | 1                         | 2                         | 6   | <u>86</u> |           |   |     |    |   |   |   |          |           |   |     |     |               |     |     |   |     |    |   |   |   |           |



| 修正案   |  | 現行  |  |      |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
|---|--|---|--|------|---------|---------|-----|----|---|-----|--------|-----|----|---|------|---|--|----|----|-----|-----|---------|-----|----|---|-----|--------|-----|----|---|------|
| <p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）<br/> 市町村は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。</p> <p>また、市町村は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。</p>     |  | <p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）<br/> 市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努める。</p>   |  |      |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| <p>(1) 市町村防災行政無線等の整備状況（平成28年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>整備済</th> <th>未整備</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>移動系</td> <td>45</td> <td>9</td> <td>83.3</td> </tr> </tbody> </table> |  | 種別  | 区分   | 整備済  | 未整備     | 整備率 (%) | 同報系 | 54 | 0 | 100 | 防災行政無線 | 移動系 | 45 | 9 | 83.3 | <p>(1) 市町村防災行政無線等の整備状況（平成26年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>整備済</th> <th>未整備</th> <th>整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>移動系</td> <td>47</td> <td>7</td> <td>87.0</td> </tr> </tbody> </table> |  | 種別 | 区分 | 整備済 | 未整備 | 整備率 (%) | 同報系 | 54 | 0 | 100 | 防災行政無線 | 移動系 | 47 | 7 | 87.0 |
| 種別  | 区分   |   |  | 整備済  | 未整備     | 整備率 (%) |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
|   |  | 同報系   | 54   | 0    | 100     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| 防災行政無線  | 移動系  | 45  | 9  | 83.3 |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
|   | 種別   | 区分  | 整備済  | 未整備  | 整備率 (%) |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| 同報系   |  |   | 54   | 0    | 100     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| 防災行政無線  | 移動系  | 47  | 7  | 87.0 |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
|   | <p>(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成28年3月1日現在）</p> |   | <p>(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成27年3月1日現在）</p> |      |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| <p>4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備<br/> 東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。</p>  |  | <p>4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備<br/> 東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。</p>  |  |      |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| <p>7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備<br/> ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。</p>   |  | <p>7 ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)の災害通信施設等の整備<br/> ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。</p> |  |      |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |
| <p>8 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部、市町村）</p>   |  | <p>8 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部）</p>   |  |      |         |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |   |  |    |    |     |     |         |     |    |   |     |        |     |    |   |      |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>10 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 備蓄・物流計画</b></p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 備蓄意識の高揚<br/>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における「<u>最低3日、推奨1週間</u>」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備<br/>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内<u>13</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p> <p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備<br/>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から<u>体制を整備する</u>ものとする。</p> <p>ア 県における物流体制<br/>大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（<u>国からの「プッシュ型」支援を含む</u>）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。</p> <p>このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>」により<u>選定する広域物資拠点（一次物資拠点）</u>において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</p> <p>イ 市町村における物流体制<br/>市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難</p> | <p>10 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部）</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 備蓄・物流計画</b></p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 備蓄意識の高揚<br/>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における<u>3日以上</u>の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備<br/>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内<u>11</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p> <p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備<br/>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から<u>体制整備に努める</u>ものとする。</p> <p>ア 県における物流体制<br/>大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。</p> <p>このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「<u>千葉県防災支援ネットワーク基本計画</u>」で定めた<u>広域物資拠点（一次物資拠点）</u>において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</p> <p>イ 市町村における物流体制<br/>市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難</p> |

| 修正案   | 現行   |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
|---|--|------|------|------------------------|------|-----------------------|------|---|--|------|------|------|---------------------------------|------|-----------------------|------|---|
| <p>者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、<u>NPO、住民団体等</u>と連携するなどの体制を整備するものとする。</p> <p>また、市町村は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。</p> <p>なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、<u>公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。</u></p>  | <p>者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。</p> |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| <p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p>  | <p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p>   |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">(平成29年1月1日現在)</p>   | <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>  |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄数量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3セット</td> <td>習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）</td> </tr> <tr> <td>2セット</td> <td>県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）</td> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>市川、野田、<u>印旛</u>、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </tbody> </table> | 備蓄数量   | 備蓄場所 | 3セット | 習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所） | 2セット | 県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所） | 1セット | 市川、野田、 <u>印旛</u> 、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター | <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄数量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3セット</td> <td>習志野及び<u>印旛</u>の各健康福祉センター（保健所）</td> </tr> <tr> <td>2セット</td> <td>県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）</td> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>市川、<u>松戸</u>、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </tbody> </table> | 備蓄数量 | 備蓄場所 | 3セット | 習志野及び <u>印旛</u> の各健康福祉センター（保健所） | 2セット | 県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所） | 1セット | 市川、 <u>松戸</u> 、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター |
| 備蓄数量  | 備蓄場所   |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 3セット  | 習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）   |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 2セット  | 県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）  |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 1セット  | 市川、野田、 <u>印旛</u> 、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター                                    |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 備蓄数量  | 備蓄場所   |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 3セット  | 習志野及び <u>印旛</u> の各健康福祉センター（保健所）  |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 2セット  | 県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）  |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| 1セット  | 市川、 <u>松戸</u> 、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター                                    |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| <p>1セット：500人分（県全体備蓄数量：22セット・11,000人分）</p>   | <p>1セット：500人分（県全体備蓄数量：22セット・11,000人分）</p>  |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |
| <p>(2) 応急医療資機材の備蓄</p> <p>(平成29年1月1日現在)</p>  | <p>(2) 応急医療資機材の備蓄</p> <p>(平成27年4月1日現在)</p>   |      |      |                        |      |                       |      |   |  |      |      |      |                                 |      |                       |      |   |

| 修正案   |  | 現行  |   |
|---|--|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急医療資機材の内容</p> <p>識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液</p> </div> |  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急医療資機材の内容</p> <p>識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器</p> </div> |   |
| <b>第 1 1 節 防災施設の整備</b>  |  | <b>第 1 1 節 防災施設の整備</b>  |   |
| 2 防災センターの整備（防災危機管理部）  |  | 2 防災センターの整備（防災危機管理部）  |   |
| 名 称   | 西部防災センター   | 名 称   | 西部防災センター  |
| 所在地   | 松戸市松戸 558-3  | 所在地   | 松戸市松戸 558-3   |
| 敷地面積  | 10,000 m <sup>2</sup>  | 敷地面積  | 10,000 m <sup>2</sup>   |
| 開館年度  | 平成 10 年度   | 開館年度  | 平成 10 年度  |
| 延床面積等   | 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m <sup>2</sup>  | 延床面積等   | 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m <sup>2</sup>   |
| 展示施設等   | 地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>ダイヤルQ&amp;A</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等 | 展示施設等   | 地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>Q&amp;A モシモシダイヤル</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等 |
| 備蓄倉庫  | 260 m <sup>2</sup>   | 備蓄倉庫  | 260 m <sup>2</sup>  |
| 4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、水道局、教育庁、市町村）  |  | 4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、水道局、教育庁、市町村）  |   |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。</p> <p><u>また、県及び市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定等</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。</p> <p>なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</p> <p>また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、<u>指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p><u>指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 指定緊急避難場所の周知</p> <p><u>県及び市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> | <p>災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>(新設)</p> <p>市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。</p> <p>なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</p> <p>(新設)</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p>(新設)</p> |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>ウ <u>誘導標識の設置</u><br/> <u>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</u><br/> <u>県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定避難所の指定等</u><br/> ア <u>指定避難所の指定</u><br/> 市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。<br/> <u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u><br/> 市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。<br/> 県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。<br/> <u>指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u><br/> &lt;資料編 5-7 各市町村における避難場所・施設の指定状況&gt;</p> <p>イ <u>指定避難所の整備等</u><br/> 避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。<br/> <u>(ア) (略)</u><br/> <u>(イ) (略)</u><br/> <u>(ウ) (略)</u><br/> <u>(エ) (略)</u><br/> <u>(オ) (略)</u><br/> <u>(カ) (略)</u><br/> <u>(キ) (略)</u><br/> <u>(ク) (略)</u><br/> <u>(ケ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> | <p>(2) <u>指定避難所の指定</u><br/> (新設)<br/> 市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。<br/> (新設)<br/> 市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。<br/> 県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。<br/> (新設)</p> <p>&lt;資料編 5-7 各市町村における避難場所・施設の指定状況&gt;<br/> <u>また、避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。</u></p> <p>ア (略)<br/> イ (略)<br/> ウ (略)<br/> エ (略)<br/> オ (略)<br/> カ (略)<br/> キ (略)<br/> ク (略)<br/> (新設)</p> |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保<br/> <u>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等</u>、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。<br/> 特には、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 節 帰宅困難者対策</b></p> <p>1 帰宅困難者等<br/> (2) 帰宅困難者の発生予想数<br/> <u>「平成 2 6・2 7 年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約 7 3 万 6 千人と、県外で帰宅困難者となる県民は約 7 4 万 1 千人と予測される。また、県内の大規模集客施設では、1 日当たりの平均来訪（利用者）を滞留者として設定すると、幕張メッセで約 1 万 5 千人、東京ディズニーリゾートで約 8 万 6 千人が帰宅困難者になると予測している。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 3 節 防災体制の整備</b></p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁）<br/> (1) 災害対策本部の活動体制の整備<br/> 県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。<br/> (3) 応援受入計画の策定<br/> <u>大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を策定した。</u></p> | <p>(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保<br/> 情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。<br/> 特には、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 節 帰宅困難者対策</b></p> <p>1 帰宅困難者等<br/> (2) 帰宅困難者の発生予想数<br/> <u>平成 1 9 年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、被害が最大となる東京湾北部地震の発生により、約 1 0 8 万 8 千人の県民が帰宅困難者になると推計している。また、成田国際空港、幕張メッセ、東京ディズニーランド等の大規模集客施設では約 7 万 6 千人が帰宅困難者になると推計している。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 3 節 防災体制の整備</b></p> <p>1 県の防災体制の整備<br/> (1) 災害対策本部の活動体制の整備<br/> 県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。<br/> (3) 応援受入計画の策定<br/> <u>県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となることが適当な事務について、応援受入計画を作成する。</u></p> |

| 修正案   | 現行  |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
|---|---|-------------------|-------------------|-----|-----|----|--|---------------------|-----------------|-------------------|--------------|--------------|------------|
| <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p>   |   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(4) ヘリコプター利用の事前協議</p>  | <p>(新設)</p>   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p>  |   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(5) (略)</p>  | <p>(4) (略)</p>  |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(6) (略)</p>  | <p>(5) (略)</p>  |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(7) (略)</p>  | <p>(6) (略)</p>  |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部）</p>  | <p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕</p>   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年1月に同計画の見直しを実施し、また、新たな地震被害想定調査や熊本地震での課題を踏まえ、平成29年3月に再度計画の見直しを実施した。今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。</p>  | <p>県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年1月に同計画の見直しを実施した。今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。</p> |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(2) 前提とする地震と被害想定</p>   | <p>(2) 前提とする地震と被害想定</p>   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>現計画では、千葉県での被害が最も大きいと予想される千葉県北西部直下地震を想定している。</p>  | <p>現計画では、千葉県での被害が最も大きいと予想される東京湾北部地震を想定している。</p>   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(3) 災害時優先業務</p>  | <p>(3) 災害時優先業務</p>  |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>【災害時優先業務数】（平成29年3月改訂の県業務継続計画（震災編）による）</p>  | <p>【災害時優先業務数】（平成25年1月改訂の県業務継続計画（震災編）による）</p>  |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 1064 443 1149">災害時優先業務数<br/>(7)=(1)+(2)</th> <th data-bbox="448 1064 745 1149">応急・復旧業務数<br/>(1)</th> <th data-bbox="750 1064 1099 1149">優先すべき通常業務数<br/>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 1152 443 1236">390</td> <td data-bbox="448 1152 745 1236">357</td> <td data-bbox="750 1152 1099 1236">33</td> </tr> </tbody> </table> | 災害時優先業務数<br>(7)=(1)+(2)   | 応急・復旧業務数<br>(1)   | 優先すべき通常業務数<br>(2) | 390 | 357 | 33 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 1064 1433 1149">災害時優先業務数<br/>(A=B+C)</th> <th data-bbox="1438 1064 1736 1149">応急・復旧業務数<br/>(B)</th> <th data-bbox="1740 1064 2038 1149">優先すべき通常業務数<br/>(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 1152 1433 1236">389<br/>(451)</td> <td data-bbox="1438 1152 1736 1236">361<br/>(416)</td> <td data-bbox="1740 1152 2038 1236">28<br/>(35)</td> </tr> </tbody> </table> | 災害時優先業務数<br>(A=B+C) | 応急・復旧業務数<br>(B) | 優先すべき通常業務数<br>(C) | 389<br>(451) | 361<br>(416) | 28<br>(35) |
| 災害時優先業務数<br>(7)=(1)+(2)   | 応急・復旧業務数<br>(1)   | 優先すべき通常業務数<br>(2) |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| 390   | 357   | 33                |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| 災害時優先業務数<br>(A=B+C)   | 応急・復旧業務数<br>(B)   | 優先すべき通常業務数<br>(C) |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| 389<br>(451)  | 361<br>(416)  | 28<br>(35)        |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |
| <p>(削除)</p> <p>※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など</p> <p>優先すべき通常業務 …生活保護業務、情報システム等管理運営業務 など</p>   | <p>※（ ）内の数値は、水道局、企業庁を含む数値。</p> <p>※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など</p> <p>優先すべき通常業務 …上水道維持管理業務、情報システム等管理運営業務 など</p>   |                   |                   |     |     |    |  |                     |                 |                   |              |              |            |



| 修正案  |     |     |       |       |       |       | 現行          |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
|--|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------------|-----|-----|------|----|----|-----|------|----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|-----|------|----|----|-----|------|----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>(4) 職員の参集予測</p> <p>災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定めるため、勤務時間外に大地震が発生した場合、<u>本庁部局</u>に参集可能な職員数を、徒歩参集を前提として算出している。</p> <p>【職員参集予測】(平成29年3月改訂の県業務継続計画(震災編)による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1時間</th> <th>3時間</th> <th>12時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参集人数</td> <td>90</td> <td>752</td> <td>1,323</td> <td>1,323</td> <td>2,518</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>参集率</td> <td>3%</td> <td>24%</td> <td>41%</td> <td>41%</td> <td>79%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>   |     |     |       |       |       |       |             | 1時間 | 3時間 | 12時間 | 1日 | 3日 | 1週間 | 参集人数 | 90 | 752 | 1,323 | 1,323 | 2,518 | 3,086 | 参集率 | 3% | 24% | 41% | 41% | 79% | 96% | <p>(4) 職員の参集予測</p> <p>災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定めるため、勤務時間外に大地震が発生した場合に参集可能な<u>本庁部局</u>の職員数を、徒歩参集を前提として算出している。</p> <p>【職員参集予測】(平成25年1月改訂の県業務継続計画(震災編)による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1時間</th> <th>3時間</th> <th>12時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参集人数</td> <td>77</td> <td>572</td> <td>1,272</td> <td>1,272</td> <td>2,432</td> <td>3,038</td> </tr> <tr> <td>参集率</td> <td>2%</td> <td>18%</td> <td>40%</td> <td>40%</td> <td>76%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  |  |  |  |  | 1時間 | 3時間 | 12時間 | 1日 | 3日 | 1週間 | 参集人数 | 77 | 572 | 1,272 | 1,272 | 2,432 | 3,038 | 参集率 | 2% | 18% | 40% | 40% | 76% | 95% |
|  | 1時間 | 3時間 | 12時間  | 1日    | 3日    | 1週間   |             |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
| 参集人数   | 90  | 752 | 1,323 | 1,323 | 2,518 | 3,086 |             |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
| 参集率  | 3%  | 24% | 41%   | 41%   | 79%   | 96%   |             |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
|  | 1時間 | 3時間 | 12時間  | 1日    | 3日    | 1週間   |             |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
| 参集人数   | 77  | 572 | 1,272 | 1,272 | 2,432 | 3,038 |             |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
| 参集率  | 2%  | 18% | 40%   | 40%   | 76%   | 95%   |             |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |
| <p>3 市町村の業務継続計画(防災危機管理部、市町村)</p> <p>(1) 業務継続計画の策定</p> <p>市町村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、<u>業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</u></p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、<u>地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u></p> <p>(2) 策定に係る重要6要素</p> <p>市町村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておくものとする。</p> <p>ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>ウ 電気・水・食料等の確保</p> <p>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> <p>オ 重要な行政データのバックアップ</p> <p>カ 非常時優先業務の整理</p> <p>(3) 県の市町村業務継続計画策定支援</p> <p>県は、市町村が業務継続計画を策定するにあたり、策定支援を行う。</p> |     |     |       |       |       |       | <p>(新設)</p> |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |     |     |      |    |    |     |      |    |     |       |       |       |       |     |    |     |     |     |     |     |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部活動</b></p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部）<br/>         なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「<u>千葉県災害発生時の応急対応マニュアル</u>」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応<br/>         ア 気象庁が<u>県内の震度観測点で震度5弱を観測したと発表したとき</u>、又は気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房若しくは東京湾内湾に津波注意報若しくは津波警報を発表したときは、危機管理課、防災政策課、消防課、産業保安課及び関係部局は、次の措置を講ずる。（自動配備）</p> <p>(2) 県応急対策本部<br/>         ア 設置又は廃止とその基準<br/>         防災危機管理部長は、地震による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記（1）アに記載の現象が発生した段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。<br/>         なお、災害の規模が拡大し、又拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：<u>災害対策本部第1配備から第3配備</u>）」に移行する。<br/>         また、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。<br/> <b>【千葉県応急対策本部組織（地震・津波等）】</b></p> | <p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部活動</b></p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部）<br/>         なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「<u>災害時の事務処理に関する手引</u>」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応<br/>         ア 気象庁において<u>県内の震度観測点で震度を4又は5弱と発表したとき</u>、若しくは気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報又は「津波」の津波警報を発表したときは、危機管理課、防災政策課、消防課、産業保安課及び関係機関は、次の措置を講ずる。（自動配備）</p> <p>(2) 県応急対策本部<br/>         ア 設置又は廃止とその基準<br/>         防災危機管理部長は、地震による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記（1）アに記載の現象が発生した段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。<br/>         なお、災害の規模が拡大し、又拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長 知事：<u>本部第1配備から本部第3配備</u>）」に移行する。<br/>         また、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。<br/> <b>【千葉県応急対策本部組織（地震・津波災害時の組織）】</b></p> |

修正案

【千葉県応急対策本部組織（地震・津波型）】



(3) 県災害対策本部

現行

【千葉県応急対策本部組織（地震・津波災害時の組織）】



(3) 県災害対策本部

ア 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害

| 修正案 | 現行   |
|-----|--|
|     | <p>の発生するおそれが消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、<u>県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。</u></p> <p><u>(ア) 気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき(自動配備)</u></p> <p><u>(イ) 県の地域に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで、知事が必要があると認めたとき</u></p> <p><u>(ウ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき(自動配備)</u></p> <p><u>(エ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき(自動配備)</u></p> <p><u>イ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表</u></p> <p><u>知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国(消防庁長官)及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。</u></p> <p><u>また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。</u></p> <p><u>(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者</u></p> <p><u>(イ) 防災担当大臣(防災担当大臣がおかれていない場合にあっては内閣官房長官)、厚生労働大臣及び国土交通大臣</u></p> <p><u>(ウ) 隣接都県知事等</u></p> <p><u>(エ) 「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等</u></p> <p><u>(オ) 「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等</u></p> <p><u>(カ) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等</u></p> <p><u>ウ 現地災害対策本部の設置</u></p> <p><u>本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。</u></p> <p><u>現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急 対策を迅速・機動的に実施する。</u></p> <p><u>現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 組織編成</u></p> <p><u>a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又は</u></p> |

| 修正案 | 現行   |
|-----|--|
|     | <p><u>その他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>b <u>現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p><u>(イ) 所掌事務</u></p> <p>a <u>被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析</u></p> <p>b <u>市町村、関係機関との連絡調整</u></p> <p>c <u>自衛隊の災害派遣について意見具申</u></p> <p>d <u>本部長の指示による応急対策の推進</u></p> <p>e <u>その他緊急を要する応急対策の実施</u></p> <p><u>(ウ) 設置場所</u></p> <p><u>現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。</u></p> <p>エ <u>県本部の組織及び編成は、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>&lt;資料編 1－8 千葉県災害対策本部条例&gt;</u></p> <p style="text-align: right;"><u>&lt;資料編 1－9 千葉県災害対策本部要綱&gt;</u></p> |

| 修正案       | 現行  |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
|-----------|---|---|-----|-------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|--|-------|--|
|           | <p data-bbox="1137 188 1377 220">【部及び支部の構成】</p> <table border="1" data-bbox="1146 226 2072 817"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 226 1624 268">部</th> <th data-bbox="1624 226 2072 268">支 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 268 1624 309">総 務 部</td> <td data-bbox="1624 268 2072 309">千 葉 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 309 1624 351">総 合 企 画 部</td> <td data-bbox="1624 309 2072 351">葛 南 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 351 1624 392">健 康 福 祉 部</td> <td data-bbox="1624 351 2072 392">東 葛 飾 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 392 1624 434">環 境 生 活 部</td> <td data-bbox="1624 392 2072 434">印 旛 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 434 1624 475">商 工 労 働 部</td> <td data-bbox="1624 434 2072 475">香 取 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 475 1624 517">農 林 水 産 部</td> <td data-bbox="1624 475 2072 517">海 匝 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 517 1624 558">県 土 整 備 部</td> <td data-bbox="1624 517 2072 558">山 武 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 558 1624 600">出 納 部</td> <td data-bbox="1624 558 2072 600">長 生 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 600 1624 641">木 道 部</td> <td data-bbox="1624 600 2072 641">夷 隅 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 641 1624 683">企 業 部</td> <td data-bbox="1624 641 2072 683">安 房 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 683 1624 724">病 院 部</td> <td data-bbox="1624 683 2072 724">君 津 支 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 724 1624 766">教 育 部</td> <td data-bbox="1624 724 2072 766"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 766 1624 807">警 察 部</td> <td data-bbox="1624 766 2072 807"></td> </tr> </tbody> </table> | 部 | 支 部 | 総 務 部 | 千 葉 支 部 | 総 合 企 画 部 | 葛 南 支 部 | 健 康 福 祉 部 | 東 葛 飾 支 部 | 環 境 生 活 部 | 印 旛 支 部 | 商 工 労 働 部 | 香 取 支 部 | 農 林 水 産 部 | 海 匝 支 部 | 県 土 整 備 部 | 山 武 支 部 | 出 納 部 | 長 生 支 部 | 木 道 部 | 夷 隅 支 部 | 企 業 部 | 安 房 支 部 | 病 院 部 | 君 津 支 部 | 教 育 部 |  | 警 察 部 |  |
| 部         | 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 総 務 部     | 千 葉 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 総 合 企 画 部 | 葛 南 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 健 康 福 祉 部 | 東 葛 飾 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 環 境 生 活 部 | 印 旛 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 商 工 労 働 部 | 香 取 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 農 林 水 産 部 | 海 匝 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 県 土 整 備 部 | 山 武 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 出 納 部     | 長 生 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 木 道 部     | 夷 隅 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 企 業 部     | 安 房 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 病 院 部     | 君 津 支 部   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 教 育 部     |   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |
| 警 察 部     |   |   |     |       |         |           |         |           |           |           |         |           |         |           |         |           |         |       |         |       |         |       |         |       |         |       |  |       |  |



(ア) 本部会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- b その他重要事項に関すること

(イ) 本部事務局

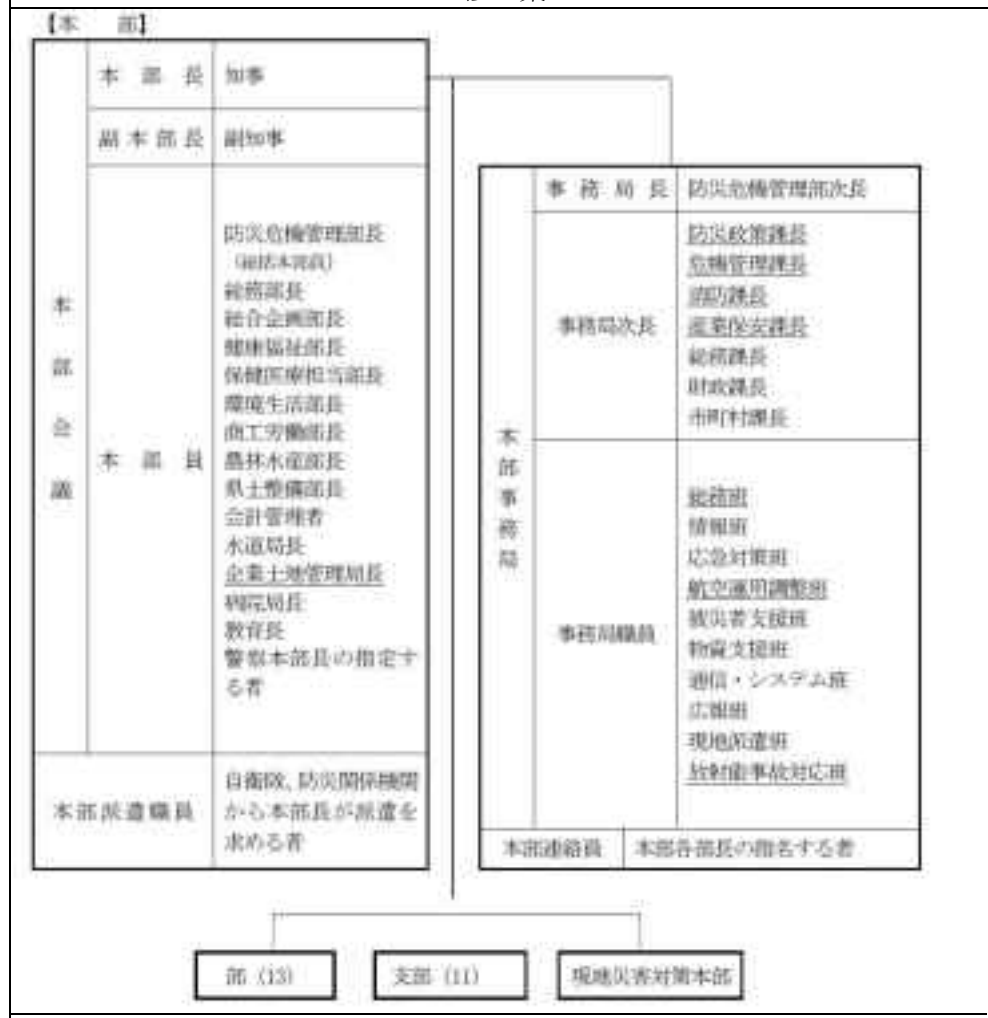
| 修正案 | 現行  |
|-----|---|
|     | <p>a <u>事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。</u></p> <p>b <u>事務局次長は、危機管理課長、防災政策課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。</u></p> <p>c <u>本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。</u></p> <p>d <u>事務局の事務分掌等</u><br/> <u>事務局の事務を統制班、分析班、情報班、応急対策班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、庶務班、現地派遣班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート災害対策本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。</u><br/> <u>本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。</u><br/> <u>なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「災害時の事務処理に関する手引」によるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 本部派遣職員</u><br/> <u>本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。</u></p> <p><u>(エ) 本部会議、各部、各班の連絡方法</u></p> <p>a <u>本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。</u></p> <p>b <u>各部及び各班で聴取した情報あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部会議あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて事務局長を経由して本部長に報告する。</u><br/> <u>本部の部長、副部長、班長及び各班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりする。</u></p> <p><u>(オ) 災害対策本部支部</u></p> <p>a <u>支部の構成</u></p> <p><u>(a) 支部長は地域振興事務所長をもって充て、本部長の命を受けて支部の事務を総括する。</u></p> <p><u>(b) 支部部員は各班長をもって充てる。</u></p> <p><u>(c) 支部連絡員は各班長の指名する者をもって充て、各班の連絡調整及び情報収集事務を担当する。</u></p> |



| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>ア 組織編成</p> | <p>(d) 情報連絡員は支部長が必要と認めるとき、各班長と協議の上、指名し市町村に派遣して、各種情報を支部長に通報する。</p> <p>b 支部の運営<br/>支部の運営については、本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情を考慮して支部長があらかじめ定めておく。</p> <p>c 支部の班長及び各班の分掌事務<br/>支部の班長及び各班の分掌事務は「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六のとおりとする。</p> <p>オ 県本部の設置場所<br/>県本部は、原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センター、中庁舎 10 階大会議室及び本庁舎 5 階大会議室に設置する。<br/>また、政府現地対策室が設置される場合、本庁舎 5 階会議室に設置する。<br/>なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</p> <p>第 1 位 印旛地域振興事務所<br/>第 2 位 長生地域振興事務所<br/>第 3 位 東葛飾地域振興事務所</p> |

修正案

現行



【部及び支部の構成】

| 部     | 支 部   |
|-------|-------|
| 総務部   | 千葉支部  |
| 総合企画部 | 葛南支部  |
| 健康福祉部 | 東葛飾支部 |
| 環境生活部 | 印旛支部  |
| 商工労働部 | 香取支部  |
| 農林水産部 | 海匝支部  |
| 県土整備部 | 山武支部  |
| 出納部   | 長生支部  |
| 水道部   | 夷隅支部  |
| 企業部   | 安房支部  |
| 病院部   | 君津支部  |
| 教育部   |       |
| 警察部   |       |

(ア) 本部会議

a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。

b 事務局次長は、防災政策課長、危機管理課長、消防課長、産業保安課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。

c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を総務班、情報班、応急対策班、航空運用調整班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣

| 修正案   | 現行 |
|---|----|
| <p>班、放射能事故対応班の10班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート災害対策本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。</p> <p>本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。</p> <p>なお、災害対策本部事務局の運営にあたっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。</p> <p>(ウ) 本部派遣職員<br/>本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。</p> <p>(エ) 部<br/>a 部は、部長、副部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。<br/>b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。</p> <p>(オ) 災害対策本部支部<br/>a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。<br/>b 支部長は地域振興事務所長をもって充てる。<br/>c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。</p> <p>イ 現地災害対策本部の設置<br/>本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。<br/>現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。<br/>現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 組織編成<br/>a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> |    |

| 修正案  | 現行 |
|--|----|
| <p><u>b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p><u>(イ) 所掌事務</u></p> <p><u>a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析</u></p> <p><u>b 市町村、関係機関との連絡調整</u></p> <p><u>c 自衛隊の災害派遣について意見具申</u></p> <p><u>d 本部長の指示による応急対策の推進</u></p> <p><u>e その他緊急を要する応急対策の実施</u></p> <p><u>(ウ) 設置場所</u></p> <p><u>現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。</u></p> <p><u>ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準</u></p> <p><u>知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。</u></p> <p><u>(ア) 気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき（自動配備）</u></p> <p><u>(イ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動配備）</u></p> <p><u>(ウ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）</u></p> <p><u>(エ) 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</u></p> <p><u>エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表</u></p> <p><u>知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。</u></p> <p><u>また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。</u></p> <p><u>(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者</u></p> <p><u>(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合にあつては内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣</u></p> <p><u>(ウ) 隣接都県知事等</u></p> |    |

| 修正案  | 現行                                     |
|--|--|
| <p>(エ)「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等</p> <p>(オ)「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等</p> <p>(カ)「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等</p> <p>オ 各組織の連絡方法</p> <p>(ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。</p> <p>(イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 上記(イ)により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。</p> <p>(エ) 上記(ア)～(ウ)の規定は支部において準用する。</p> <p>カ 関係機関に対する要請等</p> <p>本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>キ 県本部の設置場所</p> <p>県本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎5階大会議室に設置する。</p> <p>また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設置する。</p> <p>なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</p> <p>第1位 印旛地域振興事務所</p> <p>第2位 長生地域振興事務所</p> <p>第3位 東葛飾地域振興事務所</p> <p>(4) 職員の配備</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備</p> | <p>(4) 職員の配備</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備</p> |

修正案

現行

| 配備種別   | 配備基準   | 配備内容   | 配備を要する課等   |
|--------|--|--|--|
| 情報収集体制 | 県内で震度5を超過し、知事が必要と認めるとき。  | 災害関係課等の職員で情報収集業務が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。             | 【本庁】<br>危機管理課（※4）  |
| 災害警戒体制 | 1 県内で震度5弱（自動配備）。<br>2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。<br>3 南海地震注意情報（自動配備）<br>4 その他、被害が発生し、知事が必要と認めるとき。 | 情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 | 【本庁】<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 経産課 総務課 管財課 平事課<br>政策企画課 報道広報課 本政課 交通計画課 健康福祉政策課 疾病対策課 医療整備課<br>環境政策課 水質保全課<br>経済政策課<br>農林水産政策課 団体指導課 担い手支援課 林政課 森林課 水産課 漁政課<br>県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課<br>水道局のうち局長が指定する課<br>企業土地管理局のうち局長が指定する課<br>病院局経営管理課<br>教育庁のうち教育長が指定する課<br>【出先機関】（※3）<br>地域振興事務所 健康福祉センター（保健所）<br>農業事務所 林業事務所 水産事務所<br>水産情報通信センター 漁港事務所<br>土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所<br>ダム管理事務所 区域管理事務所 下水道事務所<br>水道局のうち局長が指定する出先機関<br>企業土地管理局のうち局長が指定する出先機関<br>病院局のうち局長が指定する出先機関<br>教育庁のうち教育長が指定する出先機関<br>そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。 |

| 配備種別 | 配備基準   | 配備内容   | 配備を要する課等   |
|------|--|--|--|
| 第1配備 | ①気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備）<br>②気象庁が津波予報区の子葉島九十九里・外房、千葉県内房又は、東京都内房に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備）<br>③気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を5以下と発表し、被害が生じた場合で知事が必要と認めるとき  | 災害関係課等の職員で情報収集業務が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。             | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>本政課 交通計画課 健康福祉政策課<br>農林水産政策課 林政課 森林課 漁政課<br>県土整備政策課 道路整備課 道路環境課<br>河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課<br>公園緑地課 下水道課 住宅課<br>水道局のうち局長が指定する課<br>企業庁のうち庁長が指定する課<br>出先機関<br>地域振興事務所 農業事務所 林業事務所<br>水産事務所 土木事務所 港湾事務所<br>北千葉道路事務所 民間川漁業事務所<br>ダム管理事務所 区域管理事務所 下水道事務所<br>水道局のうち局長が指定する出先機関<br>企業庁のうち庁長が指定する出先機関<br>そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。 |
| 第2配備 | ①気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4以下と発表したとき（自動配備）<br>②気象庁が津波予報区の子葉島九十九里・外房、千葉県内房、又は東京都内房に「津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）<br>③気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4以下と発表し、被害が生じた場合で知事が必要と認めるとき<br><br>【南海地震】<br>気象庁が南海地震注意情報を発表したとき。（自動配備） | 第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 | 第1配備に加え、<br>本庁<br>報道課 総務課 管財課 平事課<br>政策企画課 報道広報課 系対策課<br>健康福祉課 環境政策課 水質保全課<br>経済政策課 団体指導課 担い手支援課<br>水産課 環境政策課 病院局経営管理課<br>水道局のうち局長が指定する課<br>企業庁のうち庁長が指定する課<br>教育庁のうち教育長が指定する課<br>出先機関<br>健康福祉センター（保健所）<br>本庁事務所 水産情報通信センター 各県立病院<br>教育庁のうち教育長が指定する出先機関<br>病院局のうち局長が指定する出先機関<br>そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。<br><br>市議会事務局には、連絡のみ行う。                         |

| 修正案  | 現行  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
|--|---|------------|------------|--------------------------------------|-------|-----------------------------|-------|--------------------------------------|---|-------|------------|------------|-------------------------------|-------|----------------------|-------|-------------------------------|
| <p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。</li> <li>2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。</li> <li>3 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</li> <li>4 その他、各部署の基準と判断が必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編「震度4、気象警報等における災害対応機関一覧」に掲げるとおりである。</li> </ol> <p>※議会事務局には、連絡のみ行う。</p> |   |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| <p>注) 1 水道局、<u>企業土地管理局</u>、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。<br/> 水道局：<u>水道部計画課</u>、<u>企業土地管理局</u>：<u>経営管理課</u>、病院局：<u>経営管理課</u>、教育庁：<u>教育振興部学校安全保健課</u></p>   | <p>注) 1 水道局、<u>企業庁</u>、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。<br/> 水道局：<u>技術部計画課</u>、<u>企業庁</u>：<u>管理部企業総務課</u>、教育庁：<u>教育振興部学校安全保健課</u></p>                      |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| <p>津波予報区に属する出先機関の区分</p>  | <p>津波予報区に属する出先機関の区分</p>   |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">津波予報区</th> <th>配備を要する出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県九十九里・外房</td> <td>海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関</td> </tr> <tr> <td>千葉県内房</td> <td>安房、君津地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関</td> </tr> <tr> <td>東京湾内湾</td> <td>葛南、君津地域振興事務所管内市町村及び千葉市、市原市を所管する各出先機関</td> </tr> </tbody> </table>   | 津波予報区   | 配備を要する出先機関 | 千葉県九十九里・外房 | 海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関 | 千葉県内房 | 安房、君津地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関 | 東京湾内湾 | 葛南、君津地域振興事務所管内市町村及び千葉市、市原市を所管する各出先機関 | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">津波予報区</th> <th>配備を要する出先機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県九十九里・外房</td> <td>海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内の各出先機関</td> </tr> <tr> <td>千葉県内房</td> <td>安房、君津地域振興事務所管内の各出先機関</td> </tr> <tr> <td>東京湾内湾</td> <td>葛南、君津地域振興事務所及び千葉市、市原市管内の各出先機関</td> </tr> </tbody> </table> | 津波予報区 | 配備を要する出先機関 | 千葉県九十九里・外房 | 海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内の各出先機関 | 千葉県内房 | 安房、君津地域振興事務所管内の各出先機関 | 東京湾内湾 | 葛南、君津地域振興事務所及び千葉市、市原市管内の各出先機関 |
| 津波予報区  | 配備を要する出先機関  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 千葉県九十九里・外房   | 海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 千葉県内房  | 安房、君津地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関   |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 東京湾内湾  | 葛南、君津地域振興事務所管内市町村及び千葉市、市原市を所管する各出先機関  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 津波予報区  | 配備を要する出先機関  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 千葉県九十九里・外房   | 海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内の各出先機関   |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 千葉県内房  | 安房、君津地域振興事務所管内の各出先機関  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| 東京湾内湾  | 葛南、君津地域振興事務所及び千葉市、市原市管内の各出先機関   |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| <p>※ 津波予報区の千葉県九十九里外房は、千葉県の野島崎南端以東の太平洋沿岸をいい、千葉県内房は、千葉県の野島崎南端以西の太平洋沿岸及び富津岬西端以南の沿岸区域をいい、東京湾内湾は、千葉県の富津岬西端以北の東京湾沿岸、東京都、神奈川県<small>の</small>観音崎東端以北の東京湾沿岸をいう。</p>  | <p>※ 津波予報区の千葉県九十九里外房は、千葉県の野島崎南端以東の太平洋沿岸をいい、千葉県内房は、千葉県の野島崎南端以西の太平洋沿岸及び富津岬西端以南の沿岸区域をいい、東京湾内湾は、千葉県の富津岬西端以北の東京湾沿岸、東京都、神奈川県<small>の</small>観音崎東端以北の東京湾沿岸をいう。</p> |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| <p>&lt;資料編 1-25 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧&gt;</p>  |   |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |
| <p>ウ 災害対策本部設置後の配備</p>  | <p>(新設)<br/>ウ 災害対策本部設置後の配備</p>  |            |            |                                      |       |                             |       |                                      |   |       |            |            |                               |       |                      |       |                               |



修正案

現行

| 配備種別  | 配備基準  | 配備内容   | 配備を要する要件            |
|---|---|--|---------------------|
| 災害対策本部<br>第1配備  | 1 県内で震度5強(自動配備)<br>2 県内で津波に関する特別警報(大津波警報)(自動配備)<br>3 内閣総理大臣の警戒宣言(自動配備)<br>4 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。 | 情報、水防、輸送、医療、救援等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 | 本部及び支部を構成するすべての県の機関 |
| 災害対策本部<br>第2配備  | 1 県内で震度5弱(自動配備)<br>2 県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。   | 本部第1配備体制を強化し対峙する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。              | 本部及び支部を構成するすべての県の機関 |
| 災害対策本部<br>第3配備  | 1 県内で震度5弱(自動配備)<br>2 県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき。   | 県の組織及び機能のすべてをあげて対峙する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。                            | 本部及び支部を構成するすべての県の機関 |
| <p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指示しないこと、又は配備を解くことができる。</p> <p>3 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所要する災害応急対策を遂行する上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p> |   |  |                     |

| 配備種別       | 配備基準   | 配備内容   | 配備を要する要件            |
|------------|--|--|---------------------|
| 本部<br>第1配備 | ①気象庁において県内の震度観測点で震度5弱以上を発表したとき(自動配備)<br>②気象庁が津波予報区の子震度5.0以上・外海、千葉県内海、又は東京湾内海に「大津波」の津波警報を発表したとき(自動配備)               | 情報、水防、輸送、医療、救援等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 | 本部及び支部を構成するすべての県の機関 |
|            | ①地震又は津波により同地災害が発生した場合<br>②津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき  |  |                     |
| 本部<br>第2配備 | [前掲地質]<br>内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき(自動配備)   | 本部第1配備体制を強化し対峙する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。              | 本部及び支部を構成するすべての県の機関 |
|            | ①気象庁において県内の震度観測点で震度5弱以上を発表したとき(自動配備)<br>②地震又は津波により大規模な災害が発生した場合<br>③津波により県下広い地域で大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めるとき |  |                     |
| 本部<br>第3配備 | ①気象庁において県内の震度観測点で震度5弱以上を発表したとき(自動配備)   | 県の組織及び機能のすべてをあげて対峙する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。                            | 本部及び支部を構成するすべての県の機関 |
|            | ①県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めるとき   |  |                     |

注) 配備の特例措置

1 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、支部長の意見を聴いて当該支部の配備を指示しないこと、又は配備を解くことができる。

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(5) 職員の動員</p> <p><u>ア</u> 動員体制の確立</p> <p><u>イ</u> 動員の系統</p> <p><u>ウ</u> 動員の伝達方法<br/>知事（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。</p> <p><u>(ア)</u> 勤務時間内</p> <p><u>(イ)</u> 勤務時間外</p> <p><u>エ</u> 職員参集等</p> <p><u>(ア)</u> 初動対応職員<br/>休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。<br/>初動対応職員は以下のとおりとする。<br/><u>災害対策本部：本部員、部長、副部长、本部連絡員</u><br/><u>災害対策本部支部：支部長、副部长、班长又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員</u><br/><u>災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員</u><br/><u>その他：災害警戒体制に指定されている職員</u></p> <p>注2）支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。</p> <p><u>(イ)</u> 臨時参集職員<br/>原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。<br/>なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。</p> <p><u>(ウ)</u> 自主登庁又は自主参集<br/>本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。</p> | <p><u>エ</u> 職員の動員</p> <p><u>(ア)</u> 動員体制の確立</p> <p><u>(イ)</u> 動員系統</p> <p><u>(ウ)</u> 動員の伝達方法<br/>震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で伝達を行う。</p> <p>a 勤務時間内</p> <p>b 勤務時間外</p> <p><u>(エ)</u> 職員参集等</p> <p>a 初動対応職員<br/>休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。<br/>初動対応職員は以下のとおりとする。<br/><u>本部員、支部長、副部长、班长及び所属長、本部事務局職員、本部（支部）連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員</u></p> <p>注2）支部連絡員及び支部情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。</p> <p>b 初動対応職員以外の職員<br/>原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。</p> <p>c 自主登庁又は自主参集<br/>本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。</p> |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p><u>(エ) 各部局の措置</u><br/><u>オ 対応長期化に備えた体制</u></p> <p>2 市町村の活動体制 <u>(市町村)</u></p> <p>5 市町村支援 (防災危機管理部)<br/> <u>県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。</u><br/> <u>県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>6 災害救助法の適用手続等 (防災危機管理部)<br/>(2) 適用基準</p> | <p><u>d 各部局の措置</u><br/><u>(オ) 対応長期化に備えた体制</u></p> <p>2 市町村の活動体制</p> <p>5 市町村支援<br/> <u>県は、市町村が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>6 災害救助法の適用手続等 (防災危機管理部)<br/>(2) 適用基準</p> |

修正案

現行

(注) 市町村別災害救助法適用基準表（平成27年10月1日）

| 市町村名  | 人口      | 災害世帯数   |     | 市町村名 | 人口        | 災害世帯数  |        |    |    |
|-------|---------|---------|-----|------|-----------|--------|--------|----|----|
|       |         | 1号      | 2号  |      |           | 1号     | 2号     |    |    |
| 千葉市   | 中央区     | 206,070 | 100 | 50   | 酒々井町      | 20,922 | 50     | 25 |    |
|       | 花見川区    | 179,260 | 100 | 50   |           | 安町     | 21,229 | 50 | 25 |
|       | 稲毛区     | 100,969 | 100 | 50   | 神崎町       | 6,122  | 40     | 20 |    |
|       | 鴨居区     | 181,079 | 100 | 50   |           | 多古町    | 14,724 | 40 | 20 |
|       | 緑区      | 126,949 | 100 | 50   |           | 粟田町    | 15,132 | 40 | 20 |
|       | 美浜区     | 148,738 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
| 計     | 971,892 | -       | -   |      |           |        |        |    |    |
| 市     | 鎌子市     | 84,425  | 80  | 40   | 五十九里町     | 16,519 | 50     | 25 |    |
|       | 木川市     | 961,732 | 100 | 75   | 芝山町       | 7,421  | 40     | 20 |    |
|       | 船橋市     | 622,690 | 100 | 75   | 横芝光町      | 23,762 | 50     | 25 |    |
|       | 船山市     | 47,464  | 40  | 20   | 一宮町       | 11,767 | 40     | 20 |    |
|       | 木更津市    | 134,141 | 100 | 50   |           | 勝野町    | 7,222  | 40 | 20 |
|       | 柏市      | 482,480 | 100 | 75   |           | 長生村    | 14,259 | 40 | 20 |
|       | 野田市     | 121,283 | 100 | 50   |           | 台子町    | 11,149 | 40 | 20 |
|       | 茂原市     | 69,688  | 80  | 40   | 長柳町       | 7,037  | 40     | 20 |    |
|       | 成田市     | 151,190 | 100 | 50   | 長柳町       | 8,206  | 40     | 20 |    |
|       | 佐倉市     | 172,739 | 100 | 50   | 大多喜町      | 9,543  | 40     | 20 |    |
|       | 東金市     | 61,652  | 80  | 40   |           | 御宿町    | 7,315  | 40 | 20 |
|       | 知市      | 94,286  | 80  | 40   | 船橋町       | 8,022  | 40     | 20 |    |
|       | 習志野市    | 167,969 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 柏市      | 413,954 | 100 | 75   |           |        |        |    |    |
|       | 船橋市     | 19,249  | 30  | 25   |           |        |        |    |    |
|       | 市原市     | 273,639 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 美山市     | 174,273 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 八千代市    | 101,132 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 我孫子市    | 121,696 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
| 鴨川市   | 23,832  | 40      | 20  |      |           |        |        |    |    |
| 鎌ヶ谷市  | 108,917 | 100     | 50  |      |           |        |        |    |    |
| 君津市   | 96,025  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 富津市   | 45,401  | 40      | 20  |      |           |        |        |    |    |
| 清安市   | 164,023 | 100     | 50  |      |           |        |        |    |    |
| 四街道市  | 89,245  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 袖ヶ浦市  | 61,952  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 八潮市   | 79,734  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 印西市   | 82,679  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 白井市   | 61,674  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 富田市   | 49,026  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 南房総市  | 29,433  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 国原市   | 27,264  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 香取市   | 77,499  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 山武市   | 22,222  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| いすみ市  | 28,394  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 大網白里市 | 68,164  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 合計    |         |         |     | 合計   | 6,222,896 |        |        |    |    |

- (注) 1. 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県一本拠は2,500世帯一と市町村の被災世帯数で判断）をいう。
2. 被災世帯数は世帯世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、世帯世帯1世帯と換算する。
3. 人口は平成27年国勢調査（総務省）による。

(注) 市町村別災害救助法適用基準表（平成26年10月1日）

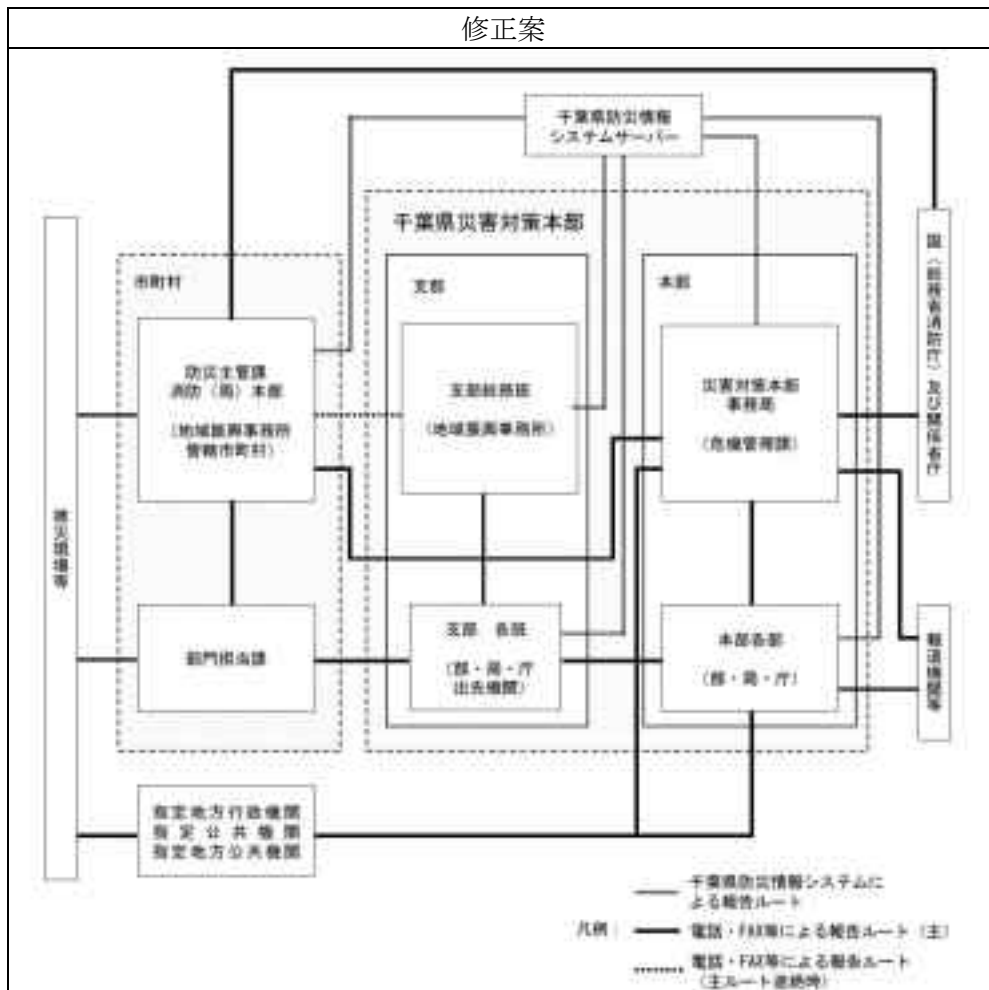
| 市町村名  | 人口      | 災害世帯数   |     | 市町村名 | 人口        | 災害世帯数  |        |    |    |
|-------|---------|---------|-----|------|-----------|--------|--------|----|----|
|       |         | 1号      | 2号  |      |           | 1号     | 2号     |    |    |
| 千葉市   | 中央区     | 199,364 | 100 | 50   | 酒々井町      | 21,234 | 50     | 25 |    |
|       | 花見川区    | 190,949 | 100 | 50   |           | 安町     | 22,589 | 50 | 25 |
|       | 稲毛区     | 107,798 | 100 | 50   | 神崎町       | 6,454  | 40     | 20 |    |
|       | 鴨居区     | 181,065 | 100 | 50   |           | 多古町    | 16,022 | 40 | 20 |
|       | 緑区      | 121,923 | 100 | 50   |           | 粟田町    | 15,154 | 40 | 20 |
|       | 美浜区     | 150,182 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
| 計     | 961,749 | -       | -   |      |           |        |        |    |    |
| 市     | 鎌子市     | 70,219  | 80  | 40   | 五十九里町     | 16,694 | 50     | 25 |    |
|       | 市川市     | 473,929 | 100 | 75   | 芝山町       | 7,929  | 40     | 20 |    |
|       | 船橋市     | 609,040 | 100 | 75   | 横芝光町      | 24,075 | 50     | 25 |    |
|       | 船山市     | 48,299  | 40  | 20   | 一宮町       | 12,034 | 40     | 20 |    |
|       | 木更津市    | 129,312 | 100 | 50   |           | 勝野町    | 7,349  | 40 | 20 |
|       | 柏市      | 484,467 | 100 | 75   |           | 長生村    | 14,732 | 40 | 20 |
|       | 野田市     | 125,493 | 100 | 50   |           | 台子町    | 12,131 | 40 | 20 |
|       | 茂原市     | 59,015  | 80  | 40   | 長柳町       | 6,425  | 40     | 20 |    |
|       | 成田市     | 129,933 | 100 | 50   | 長柳町       | 9,075  | 40     | 20 |    |
|       | 佐倉市     | 172,193 | 100 | 50   | 大多喜町      | 10,071 | 40     | 20 |    |
|       | 東金市     | 61,731  | 80  | 40   |           | 御宿町    | 7,739  | 40 | 20 |
|       | 知市      | 99,658  | 80  | 40   | 船橋町       | 8,389  | 40     | 20 |    |
|       | 習志野市    | 164,529 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 柏市      | 404,912 | 100 | 75   |           |        |        |    |    |
|       | 船橋市     | 20,799  | 30  | 25   |           |        |        |    |    |
|       | 市原市     | 299,319 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 美山市     | 163,984 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 八千代市    | 109,781 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
|       | 我孫子市    | 126,017 | 100 | 50   |           |        |        |    |    |
| 鴨川市   | 25,799  | 40      | 20  |      |           |        |        |    |    |
| 鎌ヶ谷市  | 107,623 | 100     | 50  |      |           |        |        |    |    |
| 君津市   | 89,188  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 富津市   | 48,073  | 40      | 20  |      |           |        |        |    |    |
| 清安市   | 164,877 | 100     | 50  |      |           |        |        |    |    |
| 四街道市  | 99,726  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 袖ヶ浦市  | 60,335  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 八潮市   | 73,212  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 印西市   | 86,176  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 白井市   | 60,345  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 富田市   | 51,087  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 南房総市  | 42,104  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 国原市   | 29,814  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 香取市   | 82,889  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 山武市   | 26,089  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| いすみ市  | 40,962  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 大網白里市 | 70,113  | 80      | 40  |      |           |        |        |    |    |
| 合計    |         |         |     | 合計   | 6,236,299 |        |        |    |    |

- (注) 1. 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県一本拠は2,500世帯一と市町村の被災世帯数で判断）をいう。
2. 被災世帯数は世帯世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、世帯世帯1世帯と換算する。
3. 人口は平成27年国勢調査（総務省）による。

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集・伝達体制</b></p> <p>1 通信体制（全庁）<br/> (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用<br/> イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設<br/> (カ) 東京電力<u>グループ</u>通信施設 &lt;資料編3-11 東京電力<u>グループ</u>通信施設&gt;</p> <p>2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達<br/> (1) 情報の収集<br/> (略)<br/> 本システムでは、県内全市町村の<u>87</u>観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する<u>警報及び情報</u><br/> (1) <u>警報及び情報等の種類</u></p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>地震関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 震度速報</li> <li>— 震源に関する情報</li> <li>— 震源・震度に関する情報</li> <li>— 各地の震度に関する情報</li> <li>— その他の情報</li> <li>— 推計震度分布図</li> <li>— 遠地地震に関する情報</li> </ul> </div> | <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集・伝達体制</b></p> <p>1 通信体制（全庁）<br/> (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用<br/> イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設<br/> (カ) 東京電力<u>(株)</u>通信施設 &lt;資料編3-11 東京電力<u>(株)</u>通信施設&gt;</p> <p>2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達<br/> (1) 情報の収集<br/> (略)<br/> 本システムでは、県内全市町村の<u>89</u>観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する<u>情報、津波予報</u><br/> (1) 情報等の種類</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>地震情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 震度速報</li> <li>— 震源に関する情報</li> <li>— 震源・震度に関する情報</li> <li>— 各地の震度に関する情報</li> <li>— その他の情報</li> <li>— 推計震度分布図</li> <li>— 遠地地震に関する情報</li> </ul> </div> |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(2) 情報等の発表</p> <p>ア 地震情報</p> <p>(ア) 震度速報</p> <p><u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。</u></p> <p>千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p> <p>(イ) 震源に関する情報</p> <p><u>震度3以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。</u></p> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</u></p> <p>(ウ) 震源・震度に関する情報</p> <p><u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>震度3以上。</u></li> <li>・<u>津波警報または注意報発表時。</u></li> <li>・<u>若干の海面変動が予想される場合。</u></li> <li>・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合。</u></li> </ul> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</u></p> <p>(エ) 各地の震度に関する情報</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。<u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</u></p> <p><u>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</u></p> <p>(オ) その他の情報</p> <p><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</u></p> <p>(カ) 推計震度分布図</p> <p><u>震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</u></p> <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p> | <p>(2) 情報等の発表</p> <p>ア 地震情報</p> <p>(ア) 震度速報</p> <p><u>地震発生から約90秒後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u></p> <p>(イ) 震源に関する情報</p> <p>(新設)</p> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表する。</u></p> <p>(ウ) 震源・震度に関する情報</p> <p><u>県内で震度3以上が観測されたとき、震源位置・規模、震度3以上が観測された地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。</u></p> <p>(エ) 各地の震度に関する情報</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</p> <p>(オ) その他の情報</p> <p><u>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。</u></p> <p>(カ) 推計震度分布図</p> <p>(新設)</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p> |

| 修正案   | 現行   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
|---|--|----|---------|--|--------------|---|---------|---|--|----|----|---------|--|------|--|---------|---|
| <p>(キ) 遠地地震に関する情報<br/> <u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</u><br/> <u>・マグニチュード7.0以上。</u><br/> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。</u><br/> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。<br/> 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</p> <p>(ク) 各情報に用いる震度について<br/> 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（6ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成29年2月1日現在）。</p>   | <p>(キ) 遠地地震に関する情報<br/> (新設)</p> <p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。<br/> 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</p> <p>(ク) 各情報に用いる震度について<br/> 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（77ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（28ヶ所）、千葉市（6ヶ所：計131ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている。</p> |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| <p>4 関係機関における措置（<u>防災危機管理部、警察本部、市町村</u>）</p>  | <p>4 関係機関における措置（<u>防災危機管理部、警察本部</u>）</p>   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="141 778 349 850">区分</th> <th data-bbox="349 778 1104 850">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="141 850 349 970">消 防 本 部</td> <td data-bbox="349 850 1104 970">各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 970 349 1098"><u>国土地理院</u></td> <td data-bbox="349 970 1104 1098"><u>国土地理院は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1098 349 1220">銚子地方気象台</td> <td data-bbox="349 1098 1104 1220">銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table> | 区分   | 内容 | 消 防 本 部 | 各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。 | <u>国土地理院</u> | <u>国土地理院は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。</u> | 銚子地方気象台 | 銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 778 1335 850">区分</th> <th data-bbox="1335 778 2094 850">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 850 1335 970">消 防 本 部</td> <td data-bbox="1335 850 2094 970">各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 970 1335 1098">(新設)</td> <td data-bbox="1335 970 2094 1098"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1098 1335 1220">銚子地方気象台</td> <td data-bbox="1335 1098 2094 1220">銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 内容 | 消 防 本 部 | 各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。 | (新設) |  | 銚子地方気象台 | 銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。 |
| 区分  | 内容   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| 消 防 本 部   | 各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| <u>国土地理院</u>  | <u>国土地理院は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。</u>  |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| 銚子地方気象台   | 銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。  |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| 区分  | 内容   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| 消 防 本 部   | 各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| (新設)  |  |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| 銚子地方気象台   | 銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。  |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| <p>&lt;資料編 3-16 国土地理院提供情報&gt;</p>   | <p>(新設)</p>  |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |
| <p>5 被害情報等収集・報告（<u>防災危機管理部、警察本部、市町村</u>）<br/> (1) 被害情報等の収集報告系統</p>  | <p>5 被害情報等収集・報告（<u>防災危機管理部、警察本部</u>）<br/> (1) 被害情報等の収集報告系統</p>   |    |         |  |              |   |         |   |  |    |    |         |  |      |  |         |   |



<用語の定義>

**本部事務局**：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

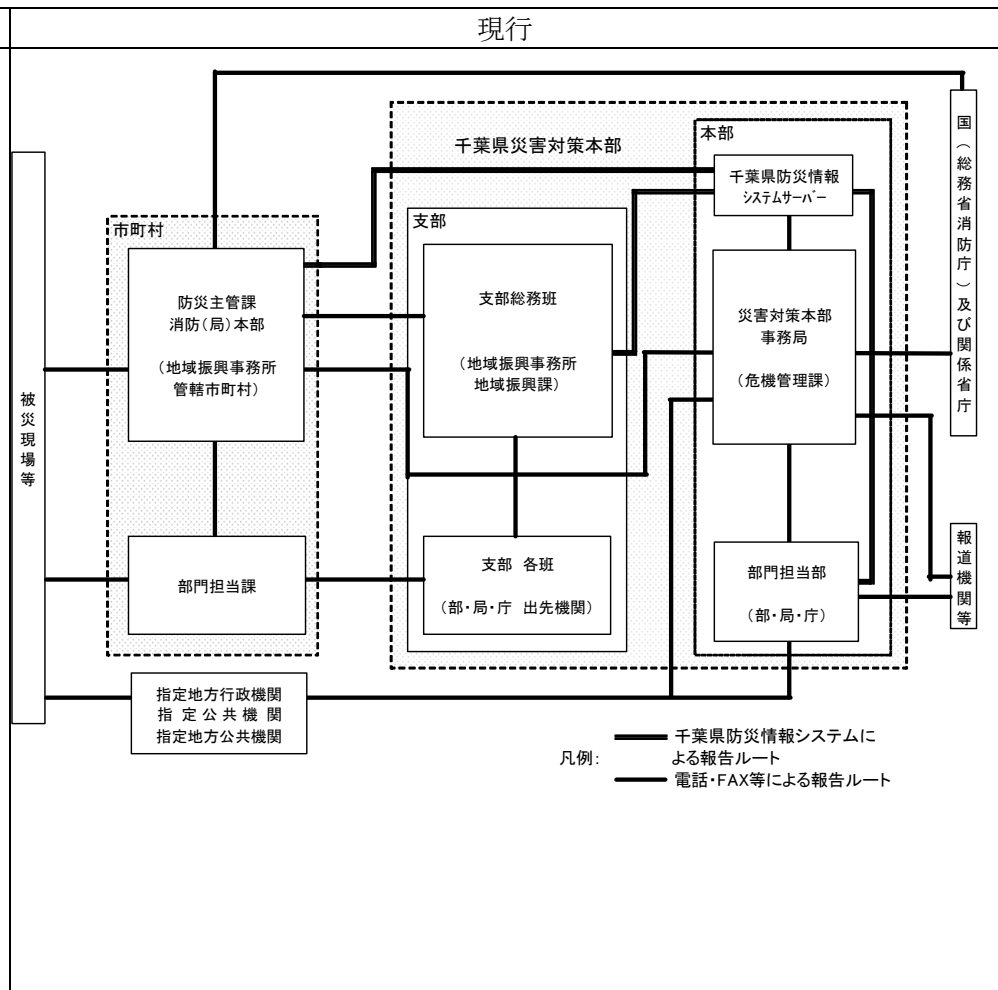
**本部各部**：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

**支庁総務班**：災害対策本部支庁総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(危



<用語の定義>

**本部事務局**：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

**部門担当部**：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

**支庁総務班**：災害対策本部支庁総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(ウ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(危



| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>機管理課)へ報告する。<br/> <u>(ア) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。</u><br/> <u>(イ) 県内で気象警報(波浪を除く)が発表された場合。</u><br/> <u>(ウ) 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。</u></p> <p><u>(エ) 市町村に災害対策本部が設置された場合。</u><br/> <u>(オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合。</u><br/> <u>(カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。</u><br/> <u>(キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。</u></p> <p>イ 報告の種別等<br/> 本部事務局(危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」に定める。</p> <p>ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(エ) 被害の状況(被害の程度等は別表2「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」に基づき判定する。)</p> <p>(3) 各機関が実施する情報収集報告<br/> ア 市町村<br/> また、<u>大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。</u><br/> <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p> <p>イ 県<br/> (ア) 本庁<br/> a 本部事務局<br/> (b) <u>本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。</u><br/> <u>(d) 特に、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係</u></p> | <p>機管理課)へ報告する。<br/> <u>(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの</u><br/> <u>(イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの</u><br/> <u>(ウ) 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの</u><br/> <u>(エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの</u><br/> <u>(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</u></p> <p>イ 報告の種別等<br/> 本部事務局(危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、<u>別表1「報告一覧」のとおりとする。</u></p> <p>ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(エ) 被害の状況(被害の程度等は別表2「<u>被害の認定基準</u>」に基づき判定する。)</p> <p>(3) 各機関が実施する情報収集報告<br/> ア 市町村<br/> また、<u>同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。</u><br/> (新設)</p> <p>イ 県<br/> (ア) 本庁<br/> a 本部事務局<br/> (b) <u>部門担当部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。</u><br/> (新設)</p> |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p><u>機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。</u></p> <p>(e) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。</p> <p>b 本部各部</p> <p>c 災害対策本部</p> <p>(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。</p> <p>① 陸上自衛隊</p> <p>② 海上自衛隊</p> <p>③ 千葉県警察本部</p> <p>④ 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）</p> <p>⑤ 海上保安庁</p> <p>⑥ その他</p> <p>(イ) 出先機関</p> <p>a 支部総務班</p> <p>(b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、<u>情報連絡員等</u>を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。</p> <p>(削除)</p> <p>b 各部出先機関</p> <p>その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、<u>本部各部</u>に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。</p> <p>(5) <u>報告責任部局の選定</u></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る<u>担当部局</u>を定めておく。</p> | <p>(d) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。</p> <p>b 部門担当部</p> <p>c 災害対策本部</p> <p>(b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。</p> <p>① 県警察本部</p> <p>② 自衛隊</p> <p>③ 千葉市</p> <p>④ 近隣都県市</p> <p>⑤ その他</p> <p>(イ) 出先機関</p> <p>a 支部総務班</p> <p>(b) 管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、<u>支部情報連絡員</u>を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。</p> <p><u>(f) 管内市町村の災害総括報告、災害年報等の取りまとめを行う。</u></p> <p>b 各部出先機関</p> <p>その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、<u>部門担当部</u>に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。</p> <p>(5) <u>報告責任者の選任</u></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>次の基準により</u>、被害情報等の報告に係る<u>責任者</u>を定めておく。</p> |

| 修正案  |  |          |          |              | 現行   |   |                      |           |                       |                      |              |
|--|--|----------|----------|--------------|--|---|----------------------|-----------|-----------------------|----------------------|--------------|
| (削除)   |  |          |          |              | 区分   | 所掌事務                                    | 県                    |           | 市町村                   | 防災関係機関               |              |
|  |  |          |          |              |  |   | 本庁                   | 出先機関      |                       |                      |              |
|  |  |          |          |              |  |   |                      |           |                       |                      |              |
| (6) 千葉県危機管理情報共有要綱<br>この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。 |  |          |          |              | 総括責任者  | 県、市町村及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。         | 各部(局)庁<br>1名         | 各機関<br>1名 | 各市町村<br>1名            | 各機関<br>1名            |              |
|  |  |          |          |              | 取扱責任者  | 県、市町村及び防災関係機関における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。 | 各課<br>1名<br>(協力班を除く) | 各機関<br>1名 | 各市町村において所掌事務等を勘案して定める | 各機関において所掌事務等を勘案して定める |              |
| (削除)   |  |          |          |              | (6) 千葉県被害情報等報告要領<br>この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。 |   |                      |           |                       |                      |              |
| (削除)   |  |          |          |              | 別表1 報告一覧<br>別表2 被害の認定基準  |   |                      |           |                       |                      |              |
| 6 災害時の広報(総合企画部、防災危機管理部、市町村)  |  |          |          |              | 6 災害時の広報(総合企画部、防災危機管理部)  |   |                      |           |                       |                      |              |
| (3) 広報方法   |  |          |          |              | (3) 広報方法   |   |                      |           |                       |                      |              |
| 放送要請協定機関及び窓口   |  |          |          |              | 放送要請協定機関及び窓口   |   |                      |           |                       |                      |              |
| 機関名・窓口   |  | 県防災行政無線  |          | 一般加入電話       |  | 機関名・窓口                                  |                      | 県防災行政無線   |                       | 一般加入電話               |              |
|  |  | 電話       | F A X    | 電話           | F A X  |   |                      | 電話        | F A X                 | 電話                   | F A X        |
| 日本放送協会千葉放送局<br>(放送)  |  | 500-7393 | 500-7394 | 043-203-0597 | 043-203-0396   | 日本放送協会千葉放送局<br>(放送)                     |                      | 500-7393  | 500-7394              | 043-203-0597         | 043-203-0395 |
| 第3節 地震・火災避難計画  |  |          |          |              | 第3節 地震・火災避難計画  |   |                      |           |                       |                      |              |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>1 計画内容（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、警察本部、市町村</u>）</p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、警察本部、市町村</u>）</p> <p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、警察本部、市町村</u>）</p> <p>避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p><u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p> <p>5 避難所の開設・<u>運営</u>（防災危機管理部、健康福祉部、<u>教育庁、市町村</u>）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、</p> | <p>1 計画内容（防災危機管理部）</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、警察本部</u>）</p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、警察本部</u>）</p> <p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、警察本部</u>）</p> <p>避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p> <p>5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、<u>教育庁</u>）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、</p> |
|   | <p>5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、<u>教育庁</u>）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、</p>  |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>に、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。<br/> ( (6) へ移動)</p> <p>(2) (略)<br/> (3) (略)<br/> (4) (略)<br/> (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。</p> <p>(6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p> <p>(7) (略)<br/> (8) (略)</p>   | <p>高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。<br/> (2) 市町村は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。<br/> (3) (略)<br/> (4) (略)<br/> (5) (略)<br/> (新設)</p> <p>( (2) から移動)</p> <p>(6) (略)<br/> (7) (略)</p>  |
| <p>6 安否情報の提供 (防災危機管理部、市町村)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 津波避難計画</b></p> <p>津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波注意報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市町村が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。</p> <p>1 津波警報等の伝達 (防災危機管理部、市町村)<br/> (2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波注意報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示 (緊急) の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。<br/> また、住民等への津波注意報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意</p> | <p>6 安否情報の提供</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 津波避難計画</b></p> <p>津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市町村が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。</p> <p>1 津波警報等の伝達 (防災危機管理部、市町村)<br/> (2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。<br/> また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意し</p> |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>して行うものとする。</p> <p>ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（緊急）等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。</p> <p>イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波注意報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>ウ 気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波注意報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示（緊急）等の伝達に努めるものとする。</p> | <p>て行うものとする。</p> <p>ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。</p> <p>イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難勧告等の伝達に努めるものとする。</p> |
| <p>2 住民等の避難行動</p> <p>住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波注意報等の発表や避難指示（緊急）等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</p> <p>また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする</p> <p>なお、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。</p>  | <p>2 住民等の避難行動</p> <p>住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波警報等の発表や避難指示等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</p> <p>また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする</p> <p>なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。</p>  |
| <p>3 住民等の避難誘導（市町村）</p>  | <p>3 住民等の避難誘導</p>   |
| <p><b>第5節 要配慮者等の安全確保対策</b></p>  | <p><b>第5節 要配慮者等の安全確保対策</b></p>  |
| <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部、市町</p>  | <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）</p>  |

| 修正案  |   | 現行   |   |
|--|---|--|---|
| 村)<br>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）<br>（１）要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施<br><br><b>第 6 節 消防・救助救急・医療救護活動</b><br><br>4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）<br>（５）危険物等輸送車両等の応急対策  |   | 5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）<br>（１）要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施<br><br><b>第 6 節 消防・救助救急・医療救護活動</b><br><br>4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）<br>（５）危険物等輸送車両等の応急対策   |   |
| 海上保安部<br>（署）   | 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策<br>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止 | 海上保安部<br>（署）   | 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策<br>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止 |
| 5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）<br>（１）関係者とその役割<br>ウ 県<br>（ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。<br>（２）発災時の活動<br>ア 指揮と調整<br><u>（オ）災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、健康福祉センター（保健所）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整をはかる。</u><br>（カ）（略）<br>（キ）（略）<br>（ク）（略）<br>キ 応援要請<br>（イ）知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県 |   | 5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）<br>（１）関係者とその役割<br>ウ 県<br>（ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。<br>（２）発災時の活動<br>ア 指揮と調整<br>（新設）<br>（オ）（略）<br>（カ）（略）<br>（キ）（略）<br>キ 応援要請<br>（イ）知事は、必要に応じて、DMATの派遣を要請し、県医療救護班の |   |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社<u>千葉県赤十字血液センター</u>に供給を要請する。</p> <p>(イ) 県内での供給が不足する場合、日本赤十字社<u>千葉県赤十字血液センター</u>は、日本赤十字社<u>関東甲信越ブロック血液センター</u>に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社<u>本社</u>に供給を要請する。</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p><u>また、知事は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班等をもって、救助又はその応援を実施させることができる。</u></p> | <p>出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p>コ 血液製剤の確保</p> <p>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社血液センターに供給を要請する。</p> <p>(イ) 県内での供給が不足する場合、日本赤十字社血液センターは、日本赤十字社に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に供給を要請する。</p> <p>(3) 災害救助法による医療及び助産</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(新設)</p> |







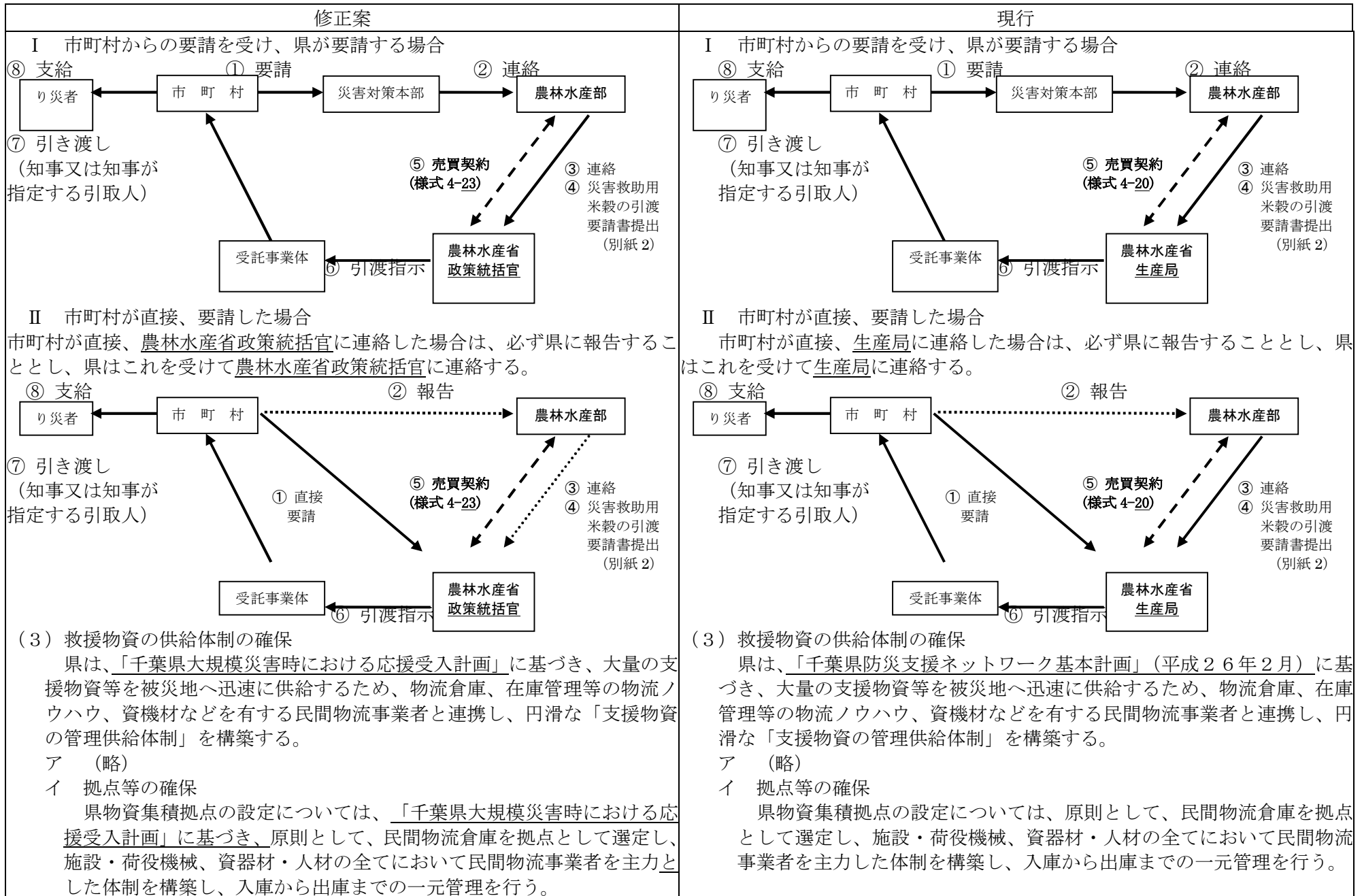
| 修正案  |                     |                            | 現行                 |                     |                       |
|--|---------------------|----------------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|
| 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧   |                     |                            | 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 |                     |                       |
| 地域   | 医療機関                | 隣接ヘリコプター離着陸場               | 地域                 | 医療機関                | 隣接ヘリコプター離着陸場          |
| 千葉市中央区   | 国立病院機構千葉医療センター      | 千葉市立椿森中学校                  | 千葉市中央区             | 国立病院機構千葉医療センター※     | 千葉市立椿森中学校             |
| 千葉市中央区   | 千葉市立青葉病院            | 千葉市青葉看護専門学校                | (新設)               |                     |                       |
| 千葉市美浜区   | 千葉県救急医療センター         | 印旛沼下水道事務所                  | 千葉市美浜区             | 千葉県救急医療センター         | 印旛沼下水道事務所             |
| 浦安市  | 東京ベイ・浦安市川医療センター     | 広尾防災公園(市川市)                | 浦安市                | 東京ベイ・浦安市川医療センター※    | 広尾防災公園(市川市)           |
| 八千代市   | 東京女子医科大学附属八千代医療センター | 東京女子医科大学附属八千代医療センター専用ヘリポート | 八千代市               | 東京女子医科大学附属八千代医療センター | 八千代市立萱田中学校            |
| 成田市  | 成田赤十字病院             | 成田赤十字病院専用ヘリポート             | 成田市                | 成田赤十字病院             | 成田赤十字病院専用ヘリポート        |
| 佐倉市  | 東邦大学医療センター佐倉病院      | 佐倉市王子台小学校                  | (新設)               |                     |                       |
| 印西市  | 日本医科大学千葉北総病院        | 日本医科大学千葉北総病院専用ヘリポート        | 印西市                | 日本医科大学千葉北総病院        | 日本医科大学千葉北総病院専用ヘリポート   |
| 東金市  | 東千葉メディカルセンター        | 東千葉メディカルセンター専用ヘリポート        | 東金市                | 千葉県立東金病院            | 東金市立西中学校              |
| 市原市  | 帝京大学ちば総合医療センター      | 帝京大学ちば総合医療センター専用ヘリポート      | 市原市                | 帝京大学ちば総合医療センター      | 帝京大学ちば総合医療センター専用ヘリポート |
| 市原市  | 千葉労災病院              | 市原市立辰巳台中学校                 | (新設)               |                     |                       |
| 6 航空機の運用調整等(防災危機管理部、健康福祉部、警察本部)  |                     |                            | (新設)               |                     |                       |
| <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携</p> |                     |                            |                    |                     |                       |

※印は平成27年4月指定

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p>                |  |
| <p><b>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</b></p>  | <p><b>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</b></p>  |
| <p>5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）</p>  | <p>5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、<u>県</u>警察本部）</p>  |
| <p>6 規制除外車両の確認等（<u>警察本部</u>）</p>   | <p>6 規制除外車両の確認等</p>  |
| <p>(2) 規制除外車両の確認<br/>規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。</p>   | <p>(2) 規制除外車両の確認<br/>規制除外車両の確認は、前記（1）を準用する。</p>  |
| <p>(3) 規制除外車両の事前届出・確認<br/>緊急通行車両とならない車両であって</p>  | <p>(3) 規制除外車両の事前届出・確認<br/>緊急通行車両とならない車両であって</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</li> <li>・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</li> <li>・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</li> <li>・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</li> <li>・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</li> <li>・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</li> <li>・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</li> </ul> |
| <p>については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。</p>   | <p>については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前5（2）を準用する。</p>  |
| <p>10 道路啓開（<u>農林水産部、県土整備部、市町村</u>）</p>   | <p>10 道路啓開</p>   |
| <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p>               | <p>道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p>  |
| <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</p>  | <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</p>  |
| <p>なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が</p>   | <p>なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行</p>   |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</p> <p>(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策<br/>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令</li> <li>・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）</li> </ul> <p>(2) 土地の一時使用<br/>(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)</p> | <p>行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</p> <p>(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策<br/>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令</li> <li>・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）</li> </ul> <p>(2) 土地の一時使用<br/>(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)</p> |
| <p>11 航路等の障害物除去等（県土整備部）<br/><u>港湾管理者は、地震に伴う津波等の災害発生により、航路や泊地に浮遊・漂流・沈没して安全な船舶航行の障害となっている物件を、安全に船舶航行が可能となるよう、協定者と連携を図りながら、航路啓開活動を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資輸送船の航行ルートに沿って必要最小限の障害物調査を実施。</li> <li>・緊急物資輸送船の入港には迅速性が求められるため、船舶の航行の安全を阻害しない程度の航路啓開を目指す。</li> </ul>  | <p>(新設)</p>   |
| <p>12 在港船舶対策計画（県土整備部）</p> <p>(2) 災害の防止方法</p> <p>イ 津波等対策（千葉港、木更津港）</p> <p>(ア) 津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがある場合、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとる<u>もの</u>とする。</p> <p>(イ) 在港船舶に対する勧告の周知</p>  | <p>11 在港船舶対策計画（県土整備部）</p> <p>(2) 災害の防止方法</p> <p>イ 津波等対策（千葉港、木更津港）</p> <p>(ア) 津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがある場合、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとる<u>こと</u>とする。</p> <p>(イ) 在港船舶に対する<u>避難</u>勧告の周知</p>  |
| <p style="text-align: center;"><b>第8節 救援物資供給活動</b></p> <p>震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p>   | <p style="text-align: center;"><b>第8節 救援物資供給活動</b></p> <p>震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p>  |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局、<u>市町村</u>）</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、<u>市町村</u>）</p> <p>（1）救援物資の確保</p> <p>ア 備蓄品の活用</p> <p>必要に応じ、<u>備蓄倉庫</u>の保有物資の活用を図る。</p> <p>（2）政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、知事は、<u>農林水産省政策統括官</u>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>政策統括官</u>と売買契約を締結したうえで、<u>政策統括官</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省<u>政策統括官</u>に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。</p> | <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部）</p> <p>（1）救援物資の確保</p> <p>ア 備蓄品の活用</p> <p>必要に応じ、<u>県防災センター及び備蓄倉庫</u>保有物資の活用を図る。</p> <p>（2）政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、知事は、<u>農林水産省生産局長</u>（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>局長</u>と売買契約を締結したうえで、<u>局長</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省<u>生産局</u>に要請し、売買契約（様式4-20）を締結する。</p> |



| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>ただし、災害の状況等により、民間物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、<u>日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを</u>県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。</p> <p>ウ 県備蓄倉庫への職員の派遣<br/> <u>県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。</u></p> <p>エ 輸送車両等の確保<br/> オ その他の輸送手段の選定<br/> <u>道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。</u></p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）<br/> 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。<br/> <u>＜資料編 1－13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞</u><br/> <u>また、県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</u><br/> <u>＜資料編 1－13燃料調達シート＞</u><br/> さらに、<u>緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</u><br/> <u>＜資料編 1－13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書＞</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 節 広域応援の要請及び県外支援</b></p> <p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、<u>市町村</u>）<br/> (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求</p> | <p>ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、<u>県有施設等を</u>県物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 輸送車両等の確保<br/> エ その他の輸送手段の選定<br/> 道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、被災市町村への支援計画を実行する上で、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）<br/> 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。<br/> <u>＜資料編 1－13 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞</u><br/> (新設)<br/> さらに、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。<br/> <u>＜資料編 1－13 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書＞</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 節 広域応援の要請及び県外支援</b></p> <p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）<br/> (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求</p> |



| 修正案  |  |          | 現行   |  |          |
|--|--|----------|--|--|----------|
| <p>イ (略)</p> <p>また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の3により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請 (防災危機管理部)</p> <p>(1) 九都県市災害時相互応援に関する協定</p> <p>九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「<u>域内応援マニュアル</u>」により広域応援を行う。</p> <p>3 <u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u> (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村)</p> <p>大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊 (自衛隊等)、医療救護活動 (DMAT等)、救援物資、ボランティアの受入に当たっては、平成28年3月に策定した<u>千葉県大規模災害時における応援受入計画</u>に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p> <p>(2) 医療救護</p> <p>広域防災拠点 (災害拠点病院等) <u>26</u>施設</p> |  |          | <p>イ (略)</p> <p>また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の2により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請 (防災危機管理部)</p> <p>(1) 九都県市災害時相互応援に関する協定</p> <p>九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「<u>九都県市応援調整都県市マニュアル</u>」、「<u>九都県市応援調整本部行動マニュアル</u>」により広域応援を行う。</p> <p>3 <u>千葉県防災支援ネットワーク基本計画</u> (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部)</p> <p>大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊 (自衛隊等)、医療救護活動 (DMAT等)、救援物資、ボランティアの受入に当たっては、平成26年2月に策定した<u>千葉県防災支援ネットワーク基本計画</u>に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p> <p>(2) 医療救護</p> <p>広域防災拠点 (災害拠点病院等) <u>20</u>施設</p> |  |          |
| 支援ゾーン  | 施設名  | 備考 (用途等) | 支援ゾーン  | 施設名  | 備考 (用途等) |
| 東葛・葛南ゾーン   | 船橋市立医療センター<br>東京歯科大学市川総合病院<br>順天堂大学医学部附属浦安病院<br>国保松戸市立病院<br>東京慈恵会医科大学附属柏病院<br>東京女子医科大学附属八千代医療センター<br><u>東京ベイ：浦安市川医療センター</u><br>海上自衛隊下総航空基地 | 航空搬送拠点   | 東葛・葛南ゾーン   | 船橋市立医療センター<br>東京歯科大学市川総合病院<br>順天堂大学医学部附属浦安病院<br>国保松戸市立病院<br>東京慈恵会医科大学附属柏病院<br>東京女子医科大学附属八千代医療センター<br>(新設)<br>海上自衛隊下総航空基地 | 航空搬送拠点   |
| 千葉中央ゾーン  | 県救急医療センター<br>千葉大学医学部附属病院<br>千葉市立海浜病院<br><u>国立病院機構千葉医療センター</u>  |          | 千葉中央ゾーン  | 県救急医療センター<br>千葉大学医学部附属病院<br>千葉市立海浜病院<br>(新設)   |          |

| 修正案  |   |          | 現行  |   |             |
|--|---|----------|---|---|-------------|
|  | 千葉市立青葉病院  |          |   | (新設)  |             |
| 市原・木更津ゾーン  | 県循環器病センター<br>帝京大学ちば総合医療センター<br>千葉労災病院<br>君津中央病院     |          | 市原・木更津ゾーン   | 県循環器病センター<br>帝京大学ちば総合医療センター<br>(新設)<br>君津中央病院 |             |
| 海匝・山武ゾーン   | 総合病院国保旭中央病院<br>東千葉メディカルセンター                         |          | 海匝・山武ゾーン  | 総合病院国保旭中央病院<br>東千葉メディカルセンター                   | 平成26年4月1日開院 |
| 成田・印西ゾーン   | 成田赤十字病院<br>日本医科大学千葉北総病院<br>県立佐原病院<br>東邦大学医療センター佐倉病院 | 広域災害医療拠点 | 成田・印西ゾーン  | 成田赤十字病院<br>日本医科大学千葉北総病院<br>県立佐原病院<br>(新設)     | 広域災害医療拠点    |
| (5) 運用<br>県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づき、 <u>広域防災拠点の運用を図る。</u><br>広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。  |   |          | (5) 運用<br>県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画を別途作成し、 <u>広域防災拠点の運用を図る。</u><br>(新設)  |   |             |
| 4 県の市町村への応援（防災危機管理部）<br>知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。<br>特に、東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。 <u>また、市町村から職員派遣の要請がある場合または市町村が災害対応能力を喪失したと認められる場合における、県職員の派遣による災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等の人的支援措置をあらかじめ定めるものとする。</u> |   |          | 4 県の市町村への応援（防災危機管理部）<br>知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。<br>特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。 |   |             |

| 修正案   | 現行     |
|---|--------|
| <p>5 県による応急措置の代行（防災危機管理部）<br/> <u>県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> | (新設)   |
| 6 (略)   | 5 (略)  |
| <p>7 市町村の受援計画（市町村）<br/> <u>市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。</u></p>   | (新設)   |
| 8 (略)   | 6 (略)  |
| 9 (略)   | 7 (略)  |
| 10 (略)  | 8 (略)  |
| 11 (略)  | 9 (略)  |
| 12 (略)  | 10 (略) |
| 13 (略)  | 11 (略) |
| 14 (略)  | 12 (略) |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>15 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、水道局、教育庁</u>）<br/>東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、<u>DPAT</u>等）<br/> <u>エ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣</u><br/> <u>オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</u><br/> <u>水道局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</u></p> <p>カ 職員の派遣</p> <p>(2) 物資支援</p> <p>ア 医薬品等<br/> イ 救援・義援物資</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 被災者の移送<br/> イ 震災に係る広域的な火葬受入<br/> ウ 県所有入浴システムによる入浴支援</p> | <p>13 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）<br/>東日本大震災で甚大な被害が発生した東北3県へ以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、<u>心のケアチーム</u>等）<br/> （新設）</p> <p>エ 職員の派遣</p> <p>(2) 物資支援</p> <p>ア 医薬品等<br/> イ 救援・義援物資</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 被災者の移送<br/> イ 震災に係る広域的な火葬受入<br/> ウ 県所有入浴システムによる入浴支援</p> |
| <p>16 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部、市町村</u>）</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p> <p>(1) 知事の要請による災害派遣</p> <p>ウ （略）</p> <p>市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p>   | <p>14 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、<u>県土整備部</u>）</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部）</p> <p>(1) 知事の要請による災害派遣</p> <p>ウ （略）</p> <p>市町村長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部）</p>   |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）<br/> (3) 連絡所の設置<br/> 県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p>   | <p>5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）<br/> (3) 連絡所の設置<br/> 県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内本庁舎5階に、状況等により指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p>  |
| <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、<u>市町村</u>）</p>   | <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）</p>  |
| <p>8 経費負担区分（<u>市町村</u>）</p>  | <p>8 経費負担区分</p>  |
| <p><b>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</b></p>   | <p><b>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</b></p>   |
| <p>1 防災体制の確立（総務部、教育庁、<u>市町村</u>）</p>   | <p>1 防災体制の確立（総務部、教育庁）</p>  |
| <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、<u>市町村</u>）<br/> (2) 学用品の給与<br/> ア 学用品の給与を受ける者<br/> (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）</p> | <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁）<br/> (2) 学用品の給与<br/> ア 学用品の給与を受ける者<br/> (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）</p> |
| <p>3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、<u>市町村</u>）</p>   | <p>3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）</p>  |
| <p>5 文化財の応急対策（教育庁、<u>市町村</u>）</p>  | <p>5 文化財の応急対策（教育庁）</p>   |
| <p><b>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</b></p>  | <p><b>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</b></p>  |
| <p>3 防 疫（健康福祉部、<u>市町村</u>）</p>   | <p>3 防 疫（健康福祉部）</p>  |
| <p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、<u>市町村</u>）</p>   | <p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部）</p>  |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力</p> <p>警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の<u>捜索及び収容</u>等に対し、必要な協力を行う。</p> <p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、<u>市町村</u>）</p> <p>災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理</u></p> <p>県は、<u>災害廃棄物対策指針</u>（環境省）（以下「<u>対策指針</u>」という。）、<u>千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針</u>（以下「<u>策定指針</u>」という。）及び<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>に基づき、市町村における<u>災害廃棄物処理計画</u>及び<u>災害廃棄物処理マニュアル</u>の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア) <u>災害時</u>における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、<u>災害等</u>による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「<u>災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定</u>」に基づき相互に援助協力を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 県は、市町村<u>災害廃棄物処理計画策定</u>に関する助言、<u>災害廃棄物処理</u>に関する<u>技術的な助言</u>を行う。</p> <p>イ 廃棄物の収集と処理</p> <p>(ア) 市町村における組織体制</p> <p><u>災害廃棄物対策組織</u>として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関</p> | <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に<u>収用</u>するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力</p> <p>警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の<u>捜索</u>等に対し、必要な協力を行う。</p> <p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p><u>震災</u>時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。</p> <p>(1) <u>震災廃棄物処理計画</u></p> <p>県は、千葉県市町村<u>震災廃棄物処理計画策定指針</u>（以下「<u>策定指針</u>」という。）及び<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>に基づき、市町村における<u>震災廃棄物処理計画</u>及び<u>災害廃棄物処理マニュアル</u>の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア) <u>震災時</u>における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、<u>震災等</u>による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「<u>災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定</u>」に基づき相互に援助協力を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 県は、市町村<u>震災廃棄物処理計画策定</u>に関する助言、<u>震災廃棄物処理</u>に関する<u>情報提供</u>を行う。</p> <p>イ 廃棄物の収集と処理</p> <p>(ア) 市町村における組織体制</p> <p><u>震災廃棄物対策組織</u>として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関</p> |

| 修正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。</p> <p>(イ) <u>災害廃棄物の処理方針</u></p> <p>a  がれき<br/>がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、<u>可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。</u></p> <p>b  粗大ごみ<br/>粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、<u>災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u></p> <p>c  生活ごみ<br/>生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、<u>災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u></p> <p>e  し尿に関する処理方針<br/><u>災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。</u></p> <p>(ウ) 発生量の推計方法<br/>各市町村において、原則として対策指針又は策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p> <p>(エ) 一時集積場所の確保<br/>膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において<u>対策指針又は策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</u></p> <p>ウ <u>環境大臣による廃棄物の処理の代行</u><br/><u>市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。</u></p> <p>(2) 障害物の除去</p> <p>イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画</p> <p>(イ) 港湾・漁港</p> <p>d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、こ</p> | <p>係団体等と連携を図りながら、<u>震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。</u></p> <p>(イ) <u>震災廃棄物の処理方針</u></p> <p>a  がれき<br/>がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、<u>分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。</u></p> <p>b  粗大ごみ<br/>粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、<u>震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u></p> <p>c  生活ごみ<br/>生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、<u>震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u></p> <p>e  し尿に関する処理方針<br/><u>震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。</u></p> <p>(ウ) 発生量の推計方法<br/>各市町村において、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p> <p>(エ) 一時集積場所の確保<br/>膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 障害物の除去</p> <p>イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画</p> <p>(イ) 港湾・漁港</p> <p>d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これ</p> |

| 修正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。</p>  | <p>らの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。</p>  |
| <p><b>第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</b></p>   | <p><b>第 1 4 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</b></p>   |
| <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、<u>県土整備部、市町村</u>）</p> <p>2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備（<u>県土整備部、市町村</u>）</p> <p>3 被災宅地危険度判定支援体制の整備（<u>県土整備部、市町村</u>）</p> <p>4 罹災証明書の交付体制の確立（<u>防災危機管理部、市町村</u>）<br/>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。<br/>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、<u>市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</u><br/><u>また、県は、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。</u></p> | <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、<u>県土整備部</u>）</p> <p>2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備（<u>県土整備部</u>）</p> <p>3 被災宅地危険度判定支援体制の整備（<u>県土整備部</u>）</p> <p>4 罹災証明書の交付体制の確立<br/>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。<br/>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、<u>災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</u><br/>(新設)</p> |
| <p><b>第 1 5 節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</b></p>  | <p><b>第 1 5 節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</b></p>  |
| <p>上下水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。<br/>県及び市町村は、<u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p>   | <p>上下水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。<br/>(新設)</p>  |



| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>2 下水道施設（<u>県土整備部、市町村</u>）</p> <p>(1) 応急活動体制<br/> 管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に<u>応急防災活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。</u></p> <p>3 電気施設</p> <p>(1) 震災時の活動体制<br/> 地震災害が発生したとき、<u>東京電力パワーグリッドは、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。</u></p> <p>(2) 震災時の応急措置<br/> ア 資機材の調達<br/> (ウ) <u>総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求</u><br/> なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、<u>総支社非常災害対策本部</u>において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに<u>緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。</u></p> <p>5 通信施設</p> <p>(1) <u>東日本電信電話(株)千葉事業部</u></p> <p>イ 発災時の応急措置<br/> (イ) 応急措置<br/> h <u>災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用</u><br/> (ウ) 震災時の広報<br/> d <u>災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始</u></p> <p>(4) <u>ソフトバンク(株)</u><br/> <u>ソフトバンク(株)</u>では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</p> | <p>2 下水道施設（<u>県土整備部</u>）</p> <p>(1) 応急活動体制<br/> 管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に<u>応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。</u></p> <p>3 電気施設</p> <p>(1) 震災時の活動体制<br/> 地震災害が発生したとき、<u>東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。</u></p> <p>(2) 震災時の応急措置<br/> ア 資機材の調達<br/> (ウ) <u>支店対策本部に対する応急資機材の請求</u><br/> なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、<u>支店対策本部</u>において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>5 通信施設</p> <p>(1) <u>東日本電信電話(株)</u></p> <p>イ 発災時の応急措置<br/> (イ) 応急措置<br/> h <u>災害用伝言ダイヤル「171」の運用</u><br/> (ウ) 震災時の広報<br/> d <u>災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</u></p> <p>(4) <u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)</u><br/> <u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)</u>では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</p> |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>7 工業用水道（<u>水道局</u>）</p> <p>8 道路・橋梁（<u>県土整備部、市町村</u>）<br/>地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、<u>看板等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。</u></p> <p>9 交通施設（総合企画部、<u>県土整備部</u>）<br/>（5）飛行場施設<br/>ア 東京航空局成田空港事務所<br/>（ア）地震発生時の伝達は、次のルートで行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">成田国際空港株式会社緊急対策本部</div> <p style="text-align: center;"><b>第16節 ボランティアの協力</b></p> <p>県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。<br/><u>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u></p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、<u>環境生活部、市町村</u>）<br/>（2）県災害ボランティアセンター<br/>（県災害ボランティアセンター連絡会）<br/>構成団体は、千葉県社会福祉協議会 [事務局]、日本赤十字社千葉県支</p> | <p>7 工業用水道（<u>企業庁</u>）</p> <p>8 道路・橋梁（<u>県土整備部</u>）<br/>地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、<u>パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。</u></p> <p>9 交通施設（総合企画部、<u>県土整備部</u>）<br/>（5）飛行場施設<br/>ア 東京航空局成田空港事務所<br/>（ア）地震発生時の伝達は、次のルートで行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">空港会社緊急対策本部</div> <p style="text-align: center;"><b>第16節 ボランティアの協力</b></p> <p>県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。<br/>（新設）</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、<u>環境生活部</u>）<br/>（2）県災害ボランティアセンター<br/>（県災害ボランティアセンター連絡会）<br/>構成団体は、千葉県社会福祉協議会 [事務局]、日本赤十字社千葉県支</p> |

| 修正案  |  | 現行   |  |
|--|--|--|--|
| 部 [事務局]、千葉県共同募金会など <u>14</u> 団体                                      |  | 部 [事務局]、千葉県共同募金会など <u>13</u> 団体                                  |  |
| 2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、 <u>国土整備部、市町村</u> ）          |  | 2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、 <u>国土整備部</u> ）          |  |
| 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、国土整備部、市町村</u> ） |  | 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、国土整備部</u> ） |  |
| 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、市町村</u> ）              |  | 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部</u> ）              |  |
| 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、国土整備部、市町村</u> ）  |  | 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部</u> ）        |  |
| 6 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、市町村</u> ）                       |  | 6 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部</u> ）                       |  |
| 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、教育庁、市町村</u> ）      |  | 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>環境生活部、教育庁</u> ）      |  |
| 8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画   |  | 8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画                                     |  |
| 奉仕団名   | 災害時における活動（役割）  | 奉仕団名   | 災害時における活動（役割）  |
| 千葉県赤十字特殊救護奉仕団  | 災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等 | 千葉県赤十字特殊救護奉仕団  | 災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等 |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <b>第4章 災害復旧計画</b>   | <b>第4章 災害復旧計画</b>   |
| <b>第1節 被災者生活安定のための支援</b>  | <b>第1節 被災者生活安定のための支援</b>  |
| 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、 <u>市町村</u> ）   | 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁）  |
| 2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）  | 2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）   |
| （6）千葉県被災者生活再建支援事業   | （新設）  |
| ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。   |   |
| イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率10/10）  |   |
| ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。  |   |
| 3 公営住宅の建設等（県土整備部、 <u>市町村</u> ）  | 3 公営住宅の建設等（県土整備部）   |
| 4 災害援護資金（防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）  | 4 災害援護資金（防災危機管理部）   |
| 7 生活相談（全庁、 <u>市町村</u> ）   | 7 生活相談  |
| 9 義援金（防災危機管理部、出納局、 <u>市町村</u> ）   | 9 義援金（防災危機管理部、出納局）  |
| <b>第2節 津波災害復旧対策</b>   | <b>第2節 津波災害復旧対策</b>   |
| 4 津波災害廃棄物処理（環境生活部）<br>津波災害廃棄物処理については、 <u>災害廃棄物処理計画</u> に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。 | 4 津波災害廃棄物処理（環境生活部）<br>津波災害廃棄物処理については、 <u>震災廃棄物処理計画</u> に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。 |
| <b>第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策</b>  | <b>第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策</b>  |
| 6 工業用水道施設（ <u>水道局</u> ）   | 6 工業用水道施設（ <u>企業庁</u> ）   |

| 修正案  | 現行  |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>1 津波からの防護<br/>       県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。津波防護施設等の整備については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。<br/>       また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制については第2編第3章第6節「消防救急・医療活動」6「航空機の運用調整等」によるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>1 津波からの防護<br/>       県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。津波防護施設等の整備については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。<br/>       また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。</p> |